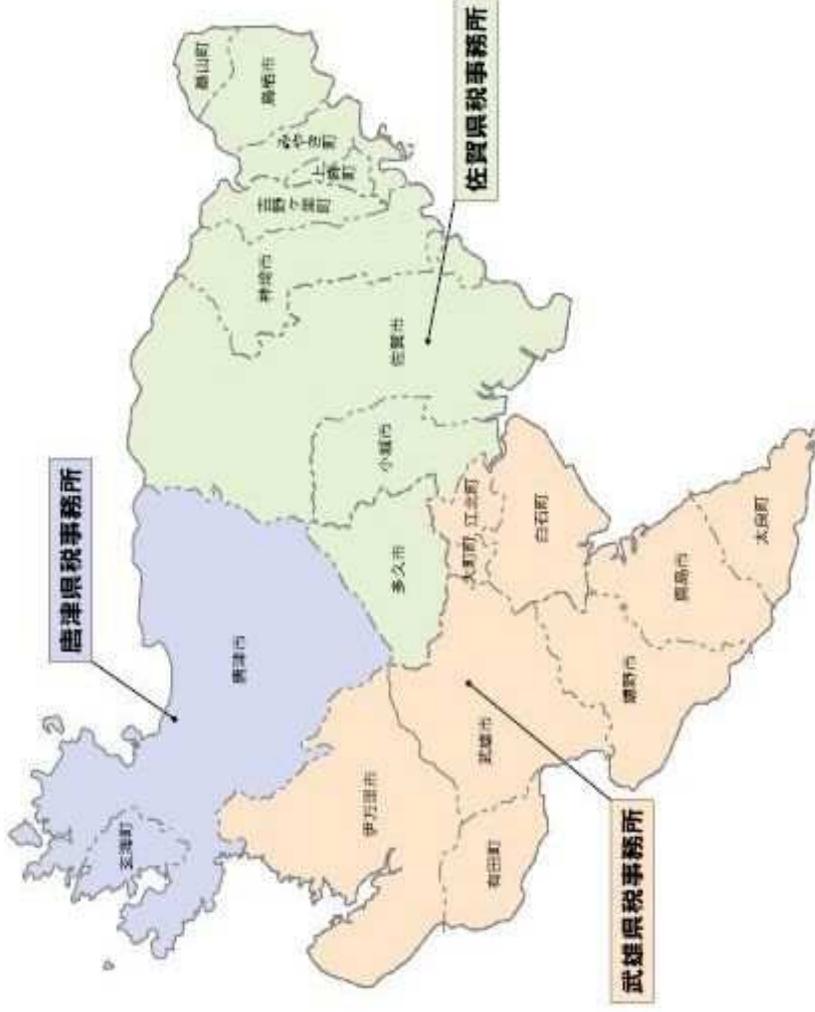


税務統計書

令和6年度

佐賀県総務部税政課

県税事務所管轄図



県税事務所の管轄区域等

県税事務所	管轄区域		面積 km ² (R6.10.1)	人口 人 (R6.10.1)	世帯数 世帯 (R6.10.1)
	市郡名	市町村数 町 計			
佐賀	佐賀市	1	431.81	228,293	99,753
	鳥栖市	1	71.72	74,707	31,896
	多久市	1	96.56	17,200	6,814
	小城市	1	95.81	42,959	16,622
	神埼市	1	125.13	29,908	11,793
唐津	神埼郡	1	43.99	16,322	6,451
	三養基郡	3	86.86	52,467	20,923
	計	5	951.88	461,856	194,252
唐津	唐津市	1	487.58	111,510	44,500
	東松浦郡	1	35.92	5,032	2,145
武雄	伊万里市	1	255.24	50,309	20,385
	武雄市	1	195.40	46,346	18,238
合計	鹿島市	1	112.12	26,506	10,178
	嬉野市	1	126.41	24,568	9,388
	西松浦郡	1	65.85	18,037	7,051
	杵島郡	3	135.93	36,036	13,324
	藤津郡	1	74.30	7,475	2,797
	計	4	965.25	209,277	81,361
合計	市(10市)	10	1,997.78	652,306	269,567
	郡(6郡)	10	442.86	135,369	52,691
合計	計	20	2,440.64	787,675	322,258

(注)「佐賀県統計年鑑(令和6年版)」より。一部参考値。

事務所	所在地	電話番号	郵便番号
税政課	佐賀市城内一丁目1-59	0952-25-7021	〒840-8570
佐賀県税事務所	佐賀市白山2-6-33永池本店ビル1階	0952-30-3161(代)	〒840-0826
唐津県税事務所	唐津市ニタ子3-1-5	0955-73-1551(代)	〒847-0861
武雄県税事務所	武雄市武雄町昭和265	0954-23-3103(代)	〒843-0023

目 次

第1 財政等に関する調

1. 一般会計歳入歳出決算額累年比較	
(1) 歳入	1
(2) 歳出	1
2. 地方譲与税	
(1) 令和6年度収入額	2
(2) 令和6年度予算額の推移	2
(3) 最近5ヶ年度の地方譲与税収入状況	2

第2 県税及び附帯金の収入状況等に関する調

1. 県 税	
(1) 予算額	3
(2) 県税調定・収入状況	
県 計	4
(3) 県税年度別決算額	
(イ) 総 括	5
(ロ) 税目別	5
(4) 県税税目別収入額累年比較	7
(5) 県税予算・決算の推移（平成11年以降）	8
2. 附 帯 金	8

第3 課税状況に関する調

1. 県民税	
(1) 個人県民税	9
(2) 法人県民税	
(イ) 法人県民税額等	10
(ロ) 資本金別法人税割額等	11
(3) 県民税利子割	
(イ) 県民税利子割額等	12
(ロ) 県民税利子割の特別徴収義務者数等	13
2. 事業税	
(1) 個人事業税	
(イ) 第1種事業	13
(ロ) 第2種事業	14
(ハ) 第3種事業	14
(ニ) 分割個人の所得金額	15
(ホ) 事業専従者	15
(ヘ) 所得税階層別	16
(2) 法人事業税	
(イ) 事業税額等	17
(ロ) 所得階層別	18
(ハ) 分割法人の所得（収入）金額	19
(ニ) 資本金別法人数	19
(ホ) 資本金及び所得階層別	20
(ヘ) 収入金額課税法人	21
(3) 非課税事業	21
3. 地方消費税	
(1) 調定額に関する調	22
(2) 清算金収入額、清算金支出額等に関する調	22
4. 不動産取得税	
(1) 家 屋	23
(2) 土 地	24
5. 県たばこ税	25
6. ゴルフ場利用税	25
7. 自動車税	
(1) 環境性能割	
(イ) 新車	26

(ロ) 中古車	27
(ハ) 取得価額段階別調定額	27
(ニ) 取得価額段階別	28
(2) 種別割	30
8. 鉦区税	34
9. 狩猟税	34
10. 固定資産税	34
11. 核燃料税（法定外普通税）	35
12. 産業廃棄物税（法定外目的税）	35
13. 軽油引取税	
(1) 軽油の引取数量	36
(2) 課税対象とならない軽油	36
14. 佐賀県工業等振興条例等による地方税の減免額	37
第4 徴収状況に関する調	
(表-1) 納期内収入累年比較（個人県民税、地方消費税を除く）	38
(表-2) 整理未済額状況累年比較（個人県民税、地方消費税を除く）	38
1. 徴収状況（個人県民税、地方消費税を除く）	39
2. 徴収状況累年比較	39
3. 延滞金等に関する調	40
(1) 延滞金等	40
(2) 加算金	40
第5 口座振替等に関する調	
1. 口座振替を通じて行われた納税	41
第6 補助金・交付金に関する調	
1. 納税貯蓄組合補助金	42
2. その他の補助金・交付金	42
第7 徴税费・税務機構等に関する調	
1. 徴税费	43
2. 税務機構等	44
第8 税制等に関する調	
1. 税率等に関する調	48
2. 令和6年度地方税制改正の概要	61

第1 財政等に関する調

1. 一般会計歳入歳出決算額累年比較

(1) 歳入

科 目	令和6年度		令和5年度		令和4年度		令和3年度		令和2年度		令和元年度		平成30年度		平成29年度	
	決算額	構成比														
果 税	102,806,333	18.6	99,030,450	17.5	97,937,768	15.6	94,293,065	15.1	88,916,827	14.7	90,375,070	19.7	89,155,505	19.9	86,150,325	19.0
地方消費税清算金	42,882,826	7.8	39,617,046	7.0	39,874,150	6.4	38,476,695	6.2	35,413,353	5.9	29,040,479	6.3	30,655,996	6.9	29,677,133	6.5
地方譲与税	18,981,854	3.4	16,800,931	3.0	16,731,582	2.7	14,685,922	2.4	13,324,360	2.2	14,614,797	3.2	14,980,050	3.4	13,416,997	3.0
地方特例交付税	2,846,382	0.5	553,294	0.1	563,218	0.1	549,293	0.1	1,137,970	0.3	356,946	0.1	356,946	0.1	299,939	0.1
地方交付税	160,913,849	29.1	159,683,872	28.2	159,157,259	25.4	164,225,516	26.4	148,702,052	24.6	145,518,058	31.7	144,949,466	32.4	146,544,569	32.3
交通安全対策特別交付金	227,370	0.0	247,080	0.0	286,222	0.1	333,464	0.1	357,217	0.1	337,265	0.1	371,096	0.1	416,491	0.1
分担金及び負担金	1,966,195	0.4	1,767,100	0.3	2,007,304	0.3	1,900,756	0.3	2,346,238	0.4	3,584,282	0.8	1,993,848	0.5	2,363,283	0.5
使用料及び手数料	5,351,386	1.0	5,399,635	1.0	5,513,767	0.9	5,565,973	0.9	5,616,765	0.9	6,020,335	1.3	6,126,199	1.4	6,364,726	1.4
国庫支出金	70,868,959	12.8	84,605,697	14.9	122,854,828	19.6	114,751,219	18.4	112,915,403	18.7	62,432,576	13.6	57,272,203	12.8	61,141,873	13.5
財産収入	836,586	0.2	2,355,657	0.4	932,566	0.1	988,691	0.2	708,960	0.1	1,249,268	0.3	1,221,959	0.3	926,450	0.2
寄附金	1,482,644	0.3	1,309,180	0.2	1,480,946	0.2	1,233,636	0.2	1,190,892	0.2	1,001,101	0.2	744,510	0.2	676,489	0.2
繰入金	23,574,219	4.3	13,205,193	2.3	14,507,433	2.3	10,254,274	1.6	12,858,469	2.1	8,007,335	1.7	9,390,746	2.1	13,432,703	3.0
繰越金	14,215,826	2.6	15,887,416	2.8	7,637,579	1.2	15,117,137	2.4	9,922,519	1.6	8,671,916	1.9	8,120,134	1.8	8,373,065	1.9
諸収入	56,458,326	10.2	75,510,996	13.3	81,173,496	12.9	80,013,437	12.8	91,799,274	15.2	29,336,355	6.4	27,488,692	6.2	29,241,174	6.5
債 債	48,876,900	8.8	51,159,100	9.0	76,299,360	12.2	80,526,800	12.9	79,231,300	13.1	58,311,800	12.7	54,506,700	12.2	54,533,500	12.0
合 計	552,289,655	100.0	567,132,647	100.0	626,957,478	100.0	622,915,878	100.0	603,864,779	100.0	459,638,607	100.0	447,334,030	100.0	453,558,716	100.0

(2) 歳出

科 目	令和6年度		令和5年度		令和4年度		令和3年度		令和2年度		令和元年度		平成30年度		平成29年度	
	決算額	構成比														
議 費	1,072,576	0.2	1,061,275	0.2	1,281,716	0.2	1,081,686	0.2	1,131,379	0.2	1,176,437	0.3	1,014,005	0.2	1,025,395	0.2
総 務 費	54,234,835	10.0	46,437,351	8.4	41,323,903	6.8	49,426,229	8.0	48,265,890	8.2	34,798,329	7.7	34,234,701	7.8	32,207,955	7.2
民 生 費	56,633,219	10.5	56,337,079	10.2	58,666,431	9.6	60,376,925	9.8	60,317,348	10.3	51,441,975	11.4	47,761,903	10.9	51,950,183	11.7
衛 生 費	32,162,681	5.9	34,024,618	6.2	51,485,635	8.4	52,350,377	8.5	41,945,210	7.1	27,029,854	6.0	26,016,690	5.9	27,609,744	6.2
労働 費	1,374,345	0.3	1,183,144	0.2	1,273,619	0.2	1,222,888	0.2	1,353,749	0.2	1,357,570	0.3	1,366,470	0.3	1,351,300	0.3
農林水産業 費	32,530,879	6.0	37,574,949	6.8	38,925,463	6.4	35,366,887	5.7	35,053,657	6.0	34,647,428	7.7	31,655,051	7.2	33,924,487	7.6
商 工 費	65,145,775	12.0	85,307,671	15.4	102,740,180	16.8	104,211,223	17.0	105,992,527	18.0	30,738,906	6.8	32,015,786	7.3	31,577,061	7.1
土 木 費	65,997,791	12.2	65,280,617	11.8	66,010,555	10.8	65,326,558	10.6	63,810,503	10.8	54,566,326	12.1	51,189,454	11.7	52,140,251	11.7
警 察 費	22,331,793	4.1	21,235,275	3.8	21,305,419	3.5	20,489,418	3.3	20,867,733	3.5	21,519,592	4.8	21,534,761	4.9	21,050,680	4.7
教 育 費	99,571,970	18.4	95,272,973	17.2	119,324,890	19.5	116,106,449	18.9	106,805,831	18.1	97,155,886	21.6	96,398,762	22.0	95,971,085	21.6
災 害 復 旧 費	5,321,008	1.0	5,935,380	1.1	7,428,262	1.2	7,881,969	1.3	7,232,039	1.2	4,816,781	1.1	1,734,415	0.4	926,950	0.2
公 債 費	59,759,863	11.0	61,360,862	11.1	59,748,949	9.8	60,233,514	9.8	59,302,542	10.1	59,807,869	13.3	62,190,683	14.2	64,083,339	14.4
諸 支 出 金	45,180,055	8.3	41,905,630	7.6	41,555,041	6.8	41,204,176	6.7	36,669,234	6.2	30,659,136	6.8	31,549,433	7.2	31,620,153	7.1
予 備 費	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0	0	0	0	0.0	0	0.0
合 計	541,316,788	100.0	552,916,821	100.0	611,070,063	100.0	615,278,299	100.0	588,747,642	100.0	449,716,087	100.0	438,662,114	100.0	445,438,583	100.0

(注) 千円未満四捨五入のため、合計と不一致の場合がある。

2. 地方譲与税

(1) 令和6年度収入額

(単位：千円)

区 分	予 算 額	調 定 額	収 入 額
地方法人特別譲与税	-	-	-
地方揮発油譲与税	1,196,000	1,274,045	1,274,045
地方道路譲与税	-	-	-
石油ガス譲与税	40,000	40,279	40,279
航空機燃料譲与税	9,000	10,783	10,783
森林環境譲与税	44,000	43,364	43,364
自動車重量譲与税	110,000	112,381	112,381
特別法人事業譲与税	17,486,000	17,501,002	17,501,002
計	18,885,000	18,981,854	18,981,854

(2) 令和6年度予算額の推移

(単位：千円)

区 分	当初予算額 (A)	補 正 予 算 額 (B)				予 算 現 額 (A)+(B)
		R6年6月	R6年9月	R6年11月	R7年2月	
地方法人特別譲与税	-	-	-	-	-	-
地方揮発油譲与税	1,385,000	-	-	-	△189,000	1,196,000
地方道路譲与税	-	-	-	-	-	-
石油ガス譲与税	47,000	-	-	-	△7,000	40,000
航空機燃料譲与税	11,000	-	-	-	△2,000	9,000
森林環境譲与税	44,000	-	-	-	-	44,000
自動車重量譲与税	113,000	-	-	-	△3,000	110,000
特別法人事業譲与税	15,539,000	-	-	-	1,947,000	17,486,000
計	17,139,000	-	-	-	1,746,000	18,885,000

(3) 最近5ヶ年度の地方譲与税収入状況

(単位：千円、%)

区 分	令和6年度		令和5年度		令和4年度		令和3年度		令和2年度		
	収入額	対前 年度 伸率	収入額	対前 年度 伸率	収入額	対前 年度 伸率	収入額	対前 年度 伸率	収入額	対前 年度 伸率	
特 業 別 譲 与 法 人 税 事	5月譲与額	1,105,546	104.3	1,059,683	104.5	1,013,653	130.6	775,904	97.0	800,021	96.3
	8月 "	4,173,494	123.7	3,372,816	98.6	3,422,214	113.3	3,020,612	122.3	2,470,579	96.5
	11月 "	5,550,384	116.5	4,763,886	95.9	4,967,041	113.2	4,387,307	104.1	4,214,344	95.3
	2月 "	6,671,578	109.3	6,105,037	104.6	5,838,791	117.4	4,974,658	113.9	4,367,739	82.5
	譲与額合計	17,501,002	114.4	15,301,422	100.4	15,241,699	115.8	13,158,481	111.0	11,852,683	90.5
	全国県分譲与額	2,486,952,417	114.4	2,174,384,759	100.4	2,165,898,829	116.9	1,853,482,222	111.6	1,660,585,204	81.3
地 方 揮 発 油 譲 与 税	6月譲与額	351,076	97.8	358,880	99.8	359,589	85.2	422,286	92.9	454,560	121.3
	11月 "	475,768	89.1	533,963	101.2	527,564	123.5	427,285	106.8	400,262	70.8
	3月 "	447,201	112.0	399,391	100.7	396,688	78.0	508,284	111.3	456,867	112.9
	譲与額合計	1,274,045	98.6	1,292,234	100.7	1,283,841	94.5	1,357,855	103.5	1,311,689	97.6
	全国県分譲与額	114,631,688	98.4	116,457,306	100.7	115,641,527	85.8	134,852,719	103.0	130,979,302	98.1
石 油 ガ ス 譲 与 税	6月譲与額	9,919	94.2	10,535	101.1	10,421	87.0	11,978	77.7	15,407	91.6
	11月 "	17,033	94.3	18,063	95.2	18,977	104.5	18,167	113.3	16,033	57.5
	3月 "	13,327	94.5	14,097	95.1	14,825	89.5	16,556	107.7	15,373	76.1
	譲与額合計	40,279	94.3	42,695	96.5	44,223	94.7	46,701	99.8	46,813	72.1
	全国県分譲与額	3,670,335	94.6	3,878,610	96.4	4,025,045	81.5	4,940,253	98.0	5,041,121	73.1
航 空 機 燃 料 譲 与 税	9月譲与額	4,619	80.8	5,717	98.4	5,811	95.7	6,074	177.9	3,414	37.1
	3月 "	6,164	106.5	5,788	117.5	4,928	76.9	6,411	1,126.7	569	5.7
	譲与額合計	10,783	93.7	11,505	107.1	10,739	86.0	12,485	313.5	3,983	20.7
	全国県分譲与額	2,909,025	101.8	2,858,538	106.2	2,691,640	91.9	2,929,714	447.9	654,148	22.7
森 林 環 境 譲 与 税	9月譲与額	22,098	107.4	20,572	100.0	20,572	97.9	21,012	100.1	21,001	150.0
	3月 "	21,266	103.4	20,572	100.0	20,572	98.5	20,882	99.4	21,001	150.0
	譲与額合計	43,364	105.4	41,144	100.0	41,144	98.2	41,894	99.7	42,002	150.0
	全国県分譲与額	6,289,098	104.8	6,000,000	100.0	5,999,996	100.0	5,999,997	100.0	6,000,001	150.0
自 動 車 重 量 譲 与 税	6月譲与額	29,780	96.4	30,884	108.9	28,370	143.9	19,712	111.7	17,651	皆増
	11月 "	46,243	100.0	46,221	101.3	45,627	163.0	27,993	101.5	27,581	80.2
	3月 "	36,358	104.4	34,826	96.9	35,939	172.8	20,802	94.7	21,958	106.6
	譲与額合計	112,381	100.4	111,931	101.8	109,936	160.5	68,507	102.0	67,190	122.2
	全国県分譲与額	16,581,614	99.9	16,599,475	101.2	16,409,056	159.5	10,290,162	101.2	10,170,456	121.7

- (注) 1. 地方揮発油譲与税、地方道路譲与税、石油ガス譲与税の全国県分譲与額には、指定市を含む。
 2. 地方揮発油譲与税には、地方道路譲与税の額を含む。
 3. 森林環境譲与税と自動車重量譲与税（都道府県）は令和元年度に創設。
 4. 地方法人特別譲与税は令和元年度廃止され、令和2年度から新たに特別法人事業譲与税が創設。

第2 県税及び附帯金の 収入状況等に関する調

1. 県 税

(1) 予算額

(令和6年度)

(単位：千円)

区 分	当初予算額(A)	補 正 予 算 額 (B)				予算現額 (A)+(B)	
		6月補正	9月補正	11月補正	2月補正		
県 税 合 計	現	97,295,000	-	-	2,997,000	765,000	101,057,000
	滞	425,000	-	-	-	9,000	434,000
	計	97,720,000	-	-	2,997,000	774,000	101,491,000
個 人 県 民 税	現	23,966,000	-	-	-	1,146,000	25,112,000
	滞	187,000	-	-	-	9,000	196,000
	計	24,153,000	-	-	-	1,155,000	25,308,000
法 人 県 民 税	現	1,948,000	-	-	-	359,000	2,307,000
	滞	2,000	-	-	-	-	2,000
	計	1,950,000	-	-	-	359,000	2,309,000
県 民 税 利 子 割	現	54,000	-	-	-	21,000	75,000
個 人 事 業 税	現	1,074,000	-	-	-	29,000	1,103,000
	滞	7,000	-	-	-	△1,000	6,000
	計	1,081,000	-	-	-	28,000	1,109,000
法 人 事 業 税	現	22,747,000	-	-	1,725,000	58,000	24,530,000
	滞	4,000	-	-	-	8,000	12,000
	計	22,751,000	-	-	1,725,000	66,000	24,542,000
地 方 消 費 税	現	19,988,000	-	-	1,082,000	△882,000	20,188,000
不 動 産 取 得 税	現	1,919,000	-	-	-	388,000	2,307,000
	滞	7,000	-	-	-	△3,000	4,000
	計	1,926,000	-	-	-	385,000	2,311,000
県 た ば こ 税	現	1,086,000	-	-	-	△16,000	1,070,000
ゴ ル フ 場 利 用 税	現	301,000	-	-	-	△3,000	298,000
	滞	-	-	-	-	-	-
	計	301,000	-	-	-	△3,000	298,000
自 動 車 税	現	11,166,000	-	-	-	6,000	11,172,000
	滞	11,000	-	-	-	△2,000	9,000
	計	11,177,000	-	-	-	4,000	11,181,000
鉦 区 税	現	1,000	-	-	-	-	1,000
	滞	-	-	-	-	-	-
	計	1,000	-	-	-	-	1,000
固 定 資 産 税	現	-	-	-	190,000	-	190,000
軽 油 引 取 税	現	8,737,000	-	-	-	△189,000	8,548,000
	滞	207,000	-	-	-	△2,000	205,000
	計	8,944,000	-	-	-	△191,000	8,753,000
狩 猟 税	現	9,000	-	-	-	△1,000	8,000
核 燃 料 税	現	4,159,000	-	-	-	△164,000	3,995,000
産 業 廃 棄 物 税	現	140,000	-	-	-	13,000	153,000
	滞	-	-	-	-	-	-
	計	140,000	-	-	-	13,000	153,000
旧 法 に よ る 税	現	-	-	-	-	-	-

(個人県民税の内訳)

均 等 割 ・ 所 得 割	現	22,572,000	-	-	-	342,000	22,914,000
	滞	187,000	-	-	-	9,000	196,000
	計	22,759,000	-	-	-	351,000	23,110,000
配 当 割	現	636,000	-	-	-	343,000	979,000
株 式 等 譲 渡 所 得 割	現	758,000	-	-	-	461,000	1,219,000

(自動車税の内訳)

環 境 性 能 割	現	761,000	-	-	-	70,000	831,000
	滞	-	-	-	-	-	-
	計	761,000	-	-	-	70,000	831,000
種 別 割	現	10,405,000	-	-	-	△64,000	10,341,000
	滞	11,000	-	-	-	△2,000	9,000
	計	10,416,000	-	-	-	△66,000	10,350,000

(旧法による税の内訳)

自 動 車 取 得 税	現	-	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-	-

(2) 県税調定・収入状況

県 計

(令和6年度)

(単位：円、%)

区 分	予 算 額	調 定 額	収 入 額	不納欠損処分額	収入未済額	収入歩合		
						本年度	前年度	
県 税 合 計	現	101,057,000,000	102,853,751,104	102,358,558,021	333,775	494,859,308	99.52	99.50
	滞	434,000,000	810,349,550	447,775,330	33,863,265	328,710,955	55.26	48.22
	計	101,491,000,000	103,664,100,654	102,806,333,351	34,197,040	823,570,263	99.17	99.14
個 人 県 民 税	現	25,112,000,000	25,369,705,728	25,143,526,061	-	226,179,667	99.11	99.11
	滞	196,000,000	516,271,156	199,764,760	29,504,313	287,002,083	38.69	38.54
	計	25,308,000,000	25,885,976,884	25,343,290,821	29,504,313	513,181,750	97.90	97.98
法 人 県 民 税	現	2,307,000,000	2,335,048,400	2,330,353,425	86,875	4,608,100	99.80	99.87
	滞	2,000,000	4,054,714	2,409,542	756,254	888,918	59.43	50.09
	計	2,309,000,000	2,339,103,114	2,332,762,967	843,129	5,497,018	99.73	99.75
県 民 税 利 子 割	現	75,000,000	107,548,865	107,548,865	-	-	100.00	100.00
個 人 事 業 税	現	1,103,000,000	1,128,305,500	1,117,613,300	-	10,692,200	99.05	99.35
	滞	6,000,000	14,881,378	8,076,350	301,810	6,503,218	54.27	40.00
	計	1,109,000,000	1,143,186,878	1,125,689,650	301,810	17,195,418	98.47	98.60
法 人 事 業 税	現	24,530,000,000	25,204,722,700	25,193,123,000	-	11,599,700	99.95	99.94
	滞	12,000,000	20,538,147	15,167,213	1,651,254	3,719,680	73.85	35.24
	計	24,542,000,000	25,225,260,847	25,208,290,213	1,651,254	15,319,380	99.93	99.89
地 方 消 費 税	現	20,188,000,000	20,674,356,404	20,674,356,404	-	-	100.00	100.00
不 動 産 取 得 税	現	2,307,000,000	2,372,801,400	2,349,879,800	-	22,921,600	99.03	99.03
	滞	4,000,000	27,781,447	6,906,548	227,600	20,647,299	24.86	20.90
	計	2,311,000,000	2,400,582,847	2,356,786,348	227,600	43,568,899	98.18	98.23
県 た ば こ 税	現	1,070,000,000	1,065,106,770	1,065,106,770	-	-	100.00	100.00
ゴ ル フ 場 利 用 税	現	298,000,000	298,260,500	298,260,500	-	-	100.00	100.00
	滞	-	-	-	-	-	-	-
	計	298,000,000	298,260,500	298,260,500	-	-	100.00	100.00
自 動 車 税	現	11,172,000,000	11,162,877,900	11,150,378,327	246,900	12,252,673	99.89	99.91
	滞	9,000,000	21,271,438	9,899,647	1,422,034	9,949,757	46.54	39.26
	計	11,181,000,000	11,184,149,338	11,160,277,974	1,668,934	22,202,430	99.79	99.78
鉦 区 税	現	1,000,000	231,200	231,200	-	-	100.00	100.00
	滞	-	-	-	-	-	-	-
	計	1,000,000	231,200	231,200	-	-	100.00	100.00
固 定 資 産 税	現	190,000,000	190,747,600	190,747,600	-	-	100.00	-
軽 油 引 取 税	現	8,548,000,000	8,790,443,597	8,583,838,229	-	206,605,368	97.65	97.72
	滞	205,000,000	205,551,270	205,551,270	-	-	100.00	100.00
	計	8,753,000,000	8,995,994,867	8,789,389,499	-	206,605,368	97.70	97.75
狩 猟 税	現	8,000,000	7,931,900	7,931,900	-	-	100.00	100.00
核 燃 料 税	現	3,995,000,000	3,995,619,600	3,995,619,600	-	-	100.00	100.00
産 業 廃 棄 物 税	現	153,000,000	150,043,040	150,043,040	-	-	100.00	100.00
	滞	-	-	-	-	-	-	-
	計	153,000,000	150,043,040	150,043,040	-	-	100.00	100.00
旧 法 に よ る 税	現	-	-	-	-	-	-	100.00
	滞	-	-	-	-	-	-	-

(個人県民税の内訳)

均 等 割 ・ 所 得 割	現	22,914,000,000	23,165,724,450	22,939,544,783	-	226,179,667	99.02	99.06
	滞	196,000,000	516,271,156	199,764,760	29,504,313	287,002,083	38.69	38.54
	計	23,110,000,000	23,681,995,606	23,139,309,543	29,504,313	513,181,750	97.71	97.88
配 当 割	現	979,000,000	996,063,467	996,063,467	-	-	100.00	100.00
株 式 等 譲 渡 所 得 割	現	1,219,000,000	1,207,917,811	1,207,917,811	-	-	100.00	100.00

(自動車税の内訳)

環 境 性 能 割	現	831,000,000	803,479,700	803,479,700	-	-	100.00	100.00
	滞	-	-	-	-	-	-	-
	計	831,000,000	803,479,700	803,479,700	-	-	100.00	100.00
種 別 割	現	10,341,000,000	10,359,398,200	10,346,898,627	246,900	12,252,673	99.88	99.90
	滞	9,000,000	21,271,438	9,899,647	1,422,034	9,949,757	46.54	39.26
	計	10,350,000,000	10,380,669,638	10,356,798,274	1,668,934	22,202,430	99.77	99.77

(旧法による税の内訳)

自 動 車 取 得 税	現	-	-	-	-	-	-	100.00
-------------	---	---	---	---	---	---	---	--------

(3) 県税年度別決算額

(イ) 総括

(単位：円、%)

区分	年度	予算額	調定額	収入額	不納欠損額	収入未済額	収入率		伸び率		年度	
							対予算	対調定	対調定	対伸び		
県税計	R6	101,491,000,000	103,664,100,654	102,806,333,351	34,197,040	823,570,263	101.30	99.17	103.78	103.81	R6	
	R5	97,806,000,000	99,892,111,994	99,030,449,594	37,894,414	823,767,986	101.25	99.14	101.19	101.12	R5	
	R4	96,372,000,000	98,714,157,407	97,937,767,552	62,054,424	714,335,431	101.62	99.21	103.75	103.87	R4	
	R3	94,296,000,000	95,148,111,797	94,293,065,380	52,083,536	802,962,881	100.00	99.10	105.74	106.05	R3	
	R2	87,624,000,000	89,984,134,933	88,916,826,650	41,794,859	1,025,513,424	101.48	98.81	98.54	98.39	R2	
			101,057,000,000	102,853,751,104	102,358,558,021	333,775	494,859,308	101.29	99.52	103.69	103.72	R6
現年課税分	R5	97,480,000,000	99,189,140,497	98,691,507,912	89,670	497,542,915	101.24	99.50	101.28	101.18	R5	
	R4	95,981,000,000	97,933,040,558	97,541,830,215	1,314,053	389,896,290	101.63	99.60	104.03	104.10	R4	
	R3	93,727,000,000	94,136,354,153	93,702,430,619	66,000	433,857,534	99.97	99.54	105.63	105.91	R3	
	R2	87,205,000,000	89,121,282,705	88,474,805,573	58,200	646,418,932	101.46	99.27	98.57	98.39	R2	
			434,000,000	810,349,550	447,775,330	33,863,265	328,710,955	103.17	55.26	115.27	132.11	R6
			326,000,000	702,971,497	338,941,682	37,804,744	326,225,071	103.97	48.22	90.00	85.60	R5
滞納繰越分	R4	391,000,000	781,116,849	395,937,337	60,740,371	324,439,141	101.26	50.69	77.20	67.04	R4	
	R3	569,000,000	1,011,757,644	590,634,761	52,017,536	369,105,347	103.80	58.38	117.26	133.62	R3	
	R2	419,000,000	862,852,228	442,021,077	41,736,659	379,094,492	105.49	51.23	95.60	98.00	R2	

(ロ) 税目別(現滞計)

(単位：円、%)

区分	年度	予算額	調定額	収入額	不納欠損額	収入未済額	収入率		伸び率		年度	
							対予算	対調定	対調定	対伸び		
個人県民税	R6	25,308,000,000	25,885,976,884	25,343,290,821	29,504,313	513,181,750	100.14	97.90	96.35	96.27	R6	
	R5	26,294,000,000	26,865,773,472	26,323,861,819	29,482,661	512,428,992	100.11	97.98	104.23	104.35	R5	
	R4	25,123,000,000	25,775,159,805	25,225,349,226	48,219,264	501,591,315	100.41	97.87	99.95	99.88	R4	
	R3	25,203,000,000	25,788,510,345	25,254,850,467	42,515,550	491,144,328	100.21	97.93	101.46	101.70	R3	
	R2	24,783,000,000	25,417,008,510	24,832,342,761	36,198,618	548,467,131	100.20	97.70	102.41	102.48	R2	
			2,309,000,000	2,339,103,114	2,332,762,967	843,129	5,497,018	101.03	99.73	109.06	109.03	R6
法人県民税	R5	1,999,000,000	2,144,832,753	2,139,544,093	1,191,446	4,097,214	107.03	99.75	92.49	92.53	R5	
	R4	2,233,000,000	2,318,953,212	2,312,222,033	1,819,526	4,911,653	103.55	99.71	104.35	104.39	R4	
	R3	2,267,000,000	2,222,219,103	2,215,053,964	1,296,327	5,868,812	97.71	99.68	94.77	95.83	R3	
	R2	2,205,000,000	2,344,748,592	2,311,455,097	594,892	32,698,603	104.83	98.58	73.68	72.88	R2	
			75,000,000	107,548,865	107,548,865	-	-	143.40	100.00	199.59	199.59	R6
			54,000,000	53,883,617	53,883,617	-	-	99.78	100.00	86.48	86.48	R5
県民税利子割	R4	63,000,000	62,305,971	62,305,971	-	-	98.90	100.00	51.66	51.66	R4	
	R3	128,000,000	120,611,076	120,611,076	-	-	94.23	100.00	76.36	76.36	R3	
	R2	150,000,000	157,940,906	157,940,906	-	-	105.29	100.00	114.75	114.75	R2	
			1,109,000,000	1,143,186,878	1,125,689,650	301,810	17,195,418	101.50	98.47	104.70	104.56	R6
			1,070,000,000	1,091,879,147	1,076,638,393	41,276	15,199,478	100.62	98.60	101.90	101.88	R5
			1,050,000,000	1,071,528,007	1,056,772,060	755,700	14,000,247	100.64	98.62	101.28	101.99	R4
個人事業税	R3	1,025,000,000	1,057,954,273	1,036,153,366	1,029,500	20,771,407	101.09	97.94	107.33	107.27	R3	
	R2	949,000,000	985,725,902	965,946,524	98,905	19,680,473	101.79	97.99	104.31	104.74	R2	
			25,225,260,847	25,208,290,213	1,651,254	15,319,380	102.71	99.93	104.33	104.37	R6	
			24,177,601,139	24,152,001,673	4,839,319	20,760,147	104.17	99.89	105.05	105.05	R5	
			21,879,000,000	23,014,499,210	22,991,624,671	4,001,600	18,872,939	105.09	99.90	113.02	113.08	R4
			20,559,000,000	20,362,678,297	20,331,361,987	4,895,900	26,420,410	98.89	99.85	112.07	112.83	R3
法人事業税	R2	16,720,000,000	18,169,832,941	18,019,964,972	489,372	149,378,597	107.77	99.18	92.62	92.03	R2	

(単位：円、%)

区 分	年 度	予 算 額	調 定 額	収 入 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	収 入 率		伸 長 率		年 度
							対 予 算	対 調 定	伸 長	収 入	
地方消費税	R6	20,188,000,000	20,674,356,404	20,674,356,404	-	-	102.41	100.00	108.18	108.18	R6
	R5	19,028,000,000	19,110,827,612	19,110,827,612	-	-	100.44	100.00	100.41	100.41	R5
	R4	18,909,000,000	19,033,629,474	19,033,629,474	-	-	100.66	100.00	97.39	97.39	R4
	R3	19,379,000,000	19,544,109,071	19,544,109,071	-	-	100.85	100.00	114.37	114.37	R3
	R2	17,429,000,000	17,089,015,746	17,089,015,746	-	-	98.05	100.00	110.65	110.65	R2
不動産取得税	R6	2,311,000,000	2,400,582,847	2,356,786,348	227,600	43,568,899	101.98	98.18	96.21	96.21	R6
	R5	2,429,000,000	2,495,078,169	2,450,892,622	-	44,185,547	100.90	98.23	129.23	129.23	R5
	R4	1,877,000,000	1,890,716,377	1,890,478,193	5,049,815	35,188,369	100.72	97.92	109.05	109.05	R4
	R3	1,711,000,000	1,770,438,451	1,724,608,587	148,987	45,680,877	100.80	97.41	95.75	95.48	R3
	R2	1,800,000,000	1,848,994,080	1,806,294,485	507,664	42,191,931	100.35	97.69	100.63	101.06	R2
県たばこ税	R6	1,070,000,000	1,065,106,770	1,065,106,770	-	-	99.54	100.00	98.48	98.48	R6
	R5	1,081,000,000	1,081,588,034	1,081,588,034	-	-	100.05	100.00	100.07	100.07	R5
	R4	1,074,000,000	1,080,811,044	1,080,811,044	-	-	100.63	100.00	106.05	106.05	R4
	R3	1,000,000,000	1,019,161,704	1,019,161,704	-	-	101.92	100.00	106.99	106.99	R3
	R2	945,000,000	952,617,194	952,617,194	-	-	100.81	100.00	96.80	96.80	R2
ゴルフ場利用税	R6	298,000,000	298,260,500	298,260,500	-	-	100.09	100.00	98.17	98.17	R6
	R5	302,000,000	303,824,850	303,824,850	-	-	100.60	100.00	101.62	101.62	R5
	R4	300,000,000	298,976,350	298,976,350	-	-	99.66	100.00	98.04	98.04	R4
	R3	303,000,000	304,957,550	304,957,550	-	-	100.65	100.00	108.93	108.93	R3
	R2	279,000,000	279,967,850	279,967,850	-	-	100.35	100.00	99.33	99.33	R2
自動車税 環境性能割	R6	831,000,000	803,479,700	803,479,700	-	-	96.69	100.00	116.62	116.62	R6
	R5	681,000,000	688,964,000	688,964,000	-	-	101.17	100.00	117.76	117.76	R5
	R4	575,000,000	585,062,300	585,062,300	-	-	101.75	100.00	127.74	127.74	R4
	R3	473,000,000	458,006,500	458,006,500	-	-	96.83	100.00	100.02	100.02	R3
	R2	456,000,000	457,907,900	457,907,900	-	-	100.42	100.00	74.59	74.59	R2
自動車税 種別	R6	10,350,000,000	10,380,669,638	10,356,798,274	1,668,934	22,202,430	100.07	99.77	99.77	99.77	R6
	R5	10,369,000,000	10,404,466,532	10,380,581,482	2,339,712	21,545,338	100.11	99.77	99.59	99.60	R5
	R4	10,409,000,000	10,447,177,782	10,422,713,731	2,208,519	22,255,532	101.04	99.77	101.03	101.04	R4
	R3	10,304,000,000	10,341,165,680	10,315,185,947	2,197,272	23,782,461	100.11	99.75	99.95	100.01	R3
	R2	10,298,000,000	10,345,989,696	10,314,574,808	3,905,408	27,509,480	100.16	99.70	97.58	97.67	R2
鉱 区 税	R6	1,000,000	231,200	231,200	-	-	23.12	100.00	100.00	100.00	R6
	R5	1,000,000	231,200	231,200	-	-	23.12	100.00	100.00	100.00	R5
	R4	1,000,000	231,200	231,200	-	-	23.12	100.00	100.00	100.00	R4
	R3	1,000,000	231,200	231,200	-	-	23.12	100.00	100.00	100.00	R3
	R2	1,000,000	231,200	231,200	-	-	23.12	100.00	100.00	100.00	R2
固定資産税	R6	190,000,000	190,747,600	190,747,600	-	-	100.39	100.00	皆増	皆増	R6
	R5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	R5
	R4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	R4
	R3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	R3
	R2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	R2
軽油引取税	R6	8,753,000,000	8,995,994,867	8,789,389,499	-	206,605,368	100.42	97.70	98.59	98.54	R6
	R5	8,969,000,000	9,124,784,140	8,919,282,870	-	205,551,270	99.45	97.75	100.56	99.58	R5
	R4	8,854,000,000	9,074,208,981	8,956,693,605	-	117,515,376	101.16	98.70	99.47	100.27	R4
	R3	8,911,000,000	9,122,260,511	8,932,965,925	-	189,294,586	100.25	97.92	99.64	99.82	R3
	R2	8,833,000,000	9,154,892,539	8,949,305,330	-	205,587,209	101.32	97.75	97.63	97.42	R2
狩 猟 税	R6	8,000,000	7,931,900	7,931,900	-	-	99.15	100.00	91.15	91.15	R6
	R5	9,000,000	8,702,200	8,702,200	-	-	96.69	100.00	98.17	98.17	R5
	R4	9,000,000	8,864,800	8,864,800	-	-	98.50	100.00	100.25	100.25	R4
	R3	9,000,000	8,842,800	8,842,800	-	-	98.25	100.00	95.91	95.91	R3
	R2	9,000,000	9,219,700	9,219,700	-	-	102.44	100.00	102.92	102.92	R2
核 燃 料 税	R6	3,995,000,000	3,995,619,600	3,995,619,600	-	-	100.02	100.00	184.54	184.54	R6
	R5	2,165,000,000	2,165,199,500	2,165,199,500	-	-	100.01	100.00	56.23	56.23	R5
	R4	3,850,000,000	3,850,424,500	3,850,424,500	-	-	100.01	100.00	132.26	132.26	R4
	R3	2,911,000,000	2,911,214,600	2,911,214,600	-	-	100.01	100.00	109.11	109.11	R3
	R2	2,668,000,000	2,668,247,200	2,668,247,200	-	-	100.01	100.00	79.31	79.31	R2
産 業 廃 棄 物 税	R6	153,000,000	150,043,040	150,043,040	-	-	98.07	100.00	104.30	104.30	R6
	R5	140,000,000	143,863,129	143,863,129	-	-	102.76	100.00	94.56	94.56	R5
	R4	157,000,000	152,140,794	152,140,794	-	-	96.90	100.00	131.44	131.44	R4
	R3	112,000,000	115,750,636	115,750,636	-	-	103.35	100.00	113.71	113.71	R3
	R2	98,000,000	101,794,977	101,794,977	-	-	103.87	100.00	102.15	102.15	R2

※自動車税及び自動車取得税は令和元年10月1日より自動車税種別割及び自動車税環境性能割となっている。

(単位：円、%)

区分	年度	予算額	調定額	収入額	不納欠損額	収入未済額	収入率		伸長率		年度
							対前年比	対前年比	対前年比	対前年比	
旧法による税計	R6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	R6
	R5	30,000,000	30,612,500	30,612,500	-	-	102.04	100.00	323.34	323.34	R5
	R4	9,000,000	9,467,600	9,467,600	-	-	105.20	100.00	皆増	皆増	R4
	R3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	R3
	R2	1,000,000	-	-	-	-	-	-	-	-	R2
R1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	R1
(自動車取得税)	R6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	R6
	R5	30,000,000	30,612,500	30,612,500	-	-	102.04	100.00	323.34	323.34	R5
	R4	9,000,000	9,467,600	9,467,600	-	-	105.20	100.00	皆増	皆増	R4
	R3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	R3
	R2	1,000,000	-	-	-	-	-	-	-	-	R2
R1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	R1

(4) 県税目別収入額累年比較

区分	令和6年度		令和5年度		令和4年度		令和3年度		令和2年度		令和元年度		平成30年度	
	収入額	対前年比	収入額	対前年比	収入額	対前年比	収入額	対前年比	収入額	対前年比	収入額	対前年比	収入額	対前年比
個人県民税	25,343,291	96.3	25,323,862	104.4	25,225,349	99.9	25,254,850	101.7	24,832,343	102.5	24,231,766	99.7	24,316,172	100.7
法人県民税	2,332,763	109.0	2,139,544	92.5	2,312,222	104.4	2,215,054	95.8	2,311,455	72.9	3,171,624	97.9	3,238,818	104.9
県民税利子割	107,549	199.6	53,884	86.5	62,306	51.7	129,611	76.4	157,941	114.8	137,635	49.6	277,470	85.4
個人事業税	1,125,690	104.6	1,076,638	101.9	1,056,772	102.0	1,036,153	107.3	965,947	104.7	922,209	98.7	934,289	102.7
法人事業税	25,208,290	104.4	24,152,002	105.0	22,991,625	113.1	20,331,362	112.8	18,019,965	92.0	19,580,084	111.3	17,584,338	103.0
地方消費税	20,674,356	108.2	19,110,828	100.4	19,033,629	97.4	19,544,109	114.4	17,089,016	110.6	15,444,782	103.4	14,934,793	98.3
不動産取得税	2,356,786	96.2	2,450,893	129.6	1,890,478	109.6	1,724,609	95.5	1,806,294	101.1	1,787,274	91.4	1,955,103	112.5
県たばこ税	1,065,107	98.5	1,081,588	100.1	1,080,811	106.0	1,019,162	107.0	952,617	96.8	984,092	101.1	972,975	96.9
ゴルフ場利用税	298,261	98.2	303,825	101.6	298,976	98.0	304,958	108.9	279,968	99.3	281,845	100.2	281,259	98.7
自動車税種別割	10,356,798	99.8	10,380,581	99.6	10,422,714	101.0	10,315,186	100.0	10,314,575	97.7	10,560,256	102.2	10,334,728	100.8
自動車税環境性能割	803,480	116.6	688,964	117.8	585,062	127.7	458,007	100.0	457,908	74.6	613,888	55.4	1,107,163	104.1
鉱区税	231	100.0	231	100.0	231	100.0	231	100.0	231	100.0	231	100.0	231	100.0
固定資産税	190,748	皆増	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
軽油引取税	8,789,389	98.5	8,919,233	99.6	8,956,694	100.3	8,932,966	99.8	8,949,305	97.4	9,186,395	98.8	9,302,323	101.0
狩猟税	7,932	91.1	8,702	98.2	8,865	100.2	8,843	95.9	9,220	102.9	8,958	94.2	9,508	99.1
核燃料税	3,995,620	184.5	2,165,200	56.2	3,850,425	132.3	2,911,215	109.1	2,668,247	79.3	3,364,379	88.5	3,802,529	215.4
産業廃棄物税	150,043	104.3	143,863	94.6	152,141	131.4	115,751	113.7	101,795	102.2	99,652	96.0	103,805	101.2
旧法による税計	0	皆減	30,613	323.3	9,468	皆増	-	-	-	-	-	-	-	皆減
果樹税	102,806,333	103.8	99,030,450	101.1	97,937,768	103.9	94,293,065	106.0	88,916,827	98.4	90,375,070	101.4	89,155,505	103.5

※千円未満四捨五入のため、合計と不一致の場合がある。

※自動車税及び自動車取得税は令和元年度10月1日より自動車税種別割及び自動車税環境性能割となっている。

(5) 県税予算・決算の推移

(単位:千円、%)

年度	当 初	6月補正	9月補正	11月補正	2月補正	最終予算	決算額	予算に対する 決算増差額	前年度に対する 決算増差額
11	(88.4) 80,514,000			1,393,000	1,398,000	(94.1) 83,305,000	(94.2) 84,195,040	890,040	△ 5,161,920
12	(103.4) 83,260,000		2,048,000		1,880,000	(104.7) 87,188,000	(104.6) 88,080,963	892,963	3,885,923
13	(101.5) 84,483,000		1,162,000		△ 769,000	(97.3) 84,876,000	(96.6) 85,070,835	194,835	△ 3,010,128
14	(92.6) 78,222,000			△ 3,567,000	△ 758,000	(87.1) 73,897,000	(87.4) 74,328,004	431,004	△ 10,742,831
15	(93.1) 72,851,000				△ 203,000	(98.3) 72,648,000	(97.8) 72,676,501	28,501	△ 1,651,503
16	(100.5) 73,218,000			208,000	388,000	(101.6) 73,814,000	(102.8) 74,691,161	877,161	2,014,660
17	(99.4) 72,755,000		2,074,000		801,000	(102.5) 75,630,000	(101.9) 76,145,907	515,907	1,454,746
18	(105.7) 76,868,000		2,206,000		148,000	(104.7) 79,222,000	(104.8) 79,774,388	552,388	3,628,481
19	(114.4) 87,903,000				△ 931,000	(109.8) 86,972,000	(110.0) 87,781,006	809,006	8,006,618
20	(104.5) 91,823,000				272,000	(105.9) 92,095,000	(105.4) 92,478,965	383,965	4,697,959
21	(80.1) 73,525,000				2,488,000	(82.5) 76,013,000	(83.5) 77,208,965	1,195,965	△ 15,270,000
22	(88.8) 65,304,000			2,777,000	2,336,000	(92.6) 70,417,000	(92.4) 71,307,447	890,447	△ 5,901,518
23	(106.5) 69,573,000				△ 973,000	(97.4) 68,600,000	(97.2) 69,333,755	733,755	△ 1,973,692
24	(98.4) 68,480,000				618,000	(100.7) 69,098,000	(101.0) 70,011,372	913,372	677,617
25	(99.1) 67,835,000		1,938,000	1,138,000	1,251,000	(104.4) 72,162,000	(103.7) 72,618,020	456,020	2,606,648
26	(107.2) 72,686,000			1,389,000	1,509,000	(104.7) 75,584,000	(105.7) 76,726,330	1,142,330	4,108,310
27	(110.1) 80,034,000			1,223,000	314,000	(107.9) 81,571,000	(108.4) 83,209,637	1,638,637	6,483,308
28	(103.4) 82,721,000				1,172,000	(102.8) 83,893,000	(101.8) 84,701,501	808,501	1,491,864
29	(97.9) 80,968,000			2,673,000	1,315,000	(101.3) 84,956,000	(101.7) 86,150,325	1,194,325	1,448,823
30	(109.4) 88,581,000				△ 271,000	(103.9) 88,310,000	(103.5) 89,155,505	845,505	3,005,180
R1	(100.0) 88,604,000				775,000	(101.2) 89,379,000	(101.4) 90,375,070	996,070	1,219,565
R2	(99.6) 88,246,000		△ 2,662,000		2,040,000	(98.0) 87,624,000	(98.4) 88,916,827	1,292,827	△ 1,458,243
R3	(96.8) 85,407,000			4,594,000	4,295,000	(107.6) 94,296,000	(106.0) 94,293,065	△ 2,935	5,376,238
R4	(111.4) 95,114,000				1,258,000	(102.2) 96,372,000	(103.9) 97,937,768	1,565,768	3,644,703
R5	(99.8) 94,906,000			1,404,000	1,496,000	(101.5) 97,806,000	(101.1) 99,030,450	1,224,450	1,092,682
R6	(103.0) 97,720,000			2,997,000	774,000	(103.8) 101,491,000	(103.8) 102,806,333	1,315,333	3,775,883

(注) 各欄の上段の()の数値は対前年比

2. 附 帯 金

(令和6年度)

(単位:円、%)

区 分	予 算 額	調 定 額	収 入 額	不納欠損額	収入未済額	収入率
延 滞 金	30,374,000	29,624,252	29,624,252	-	-	100.00
加 算 金	15,626,000	20,829,495	15,413,195	56,020	5,360,280	74.00
過 少 申 告 加 算 金	164,000	550,309	550,309	-	-	100.00
不 申 告 加 算 金	784,000	1,169,733	1,018,708	1,002	150,023	87.09
重 加 算 金	14,678,000	19,109,453	13,844,178	55,018	5,210,257	72.45
過 料	-	-	-	-	-	-
滞 納 処 分 費	-	-	-	-	-	-
合 計	46,000,000	50,453,747	45,037,447	56,020	5,360,280	89.26

第3 課税状況に関する調

1. 県民税

(1) 個人県民税 (令和6年度) (単位:円、%)

	調定額				収入額			欠損処分額			収入未済額			収入歩合			収入歩合順位		
	現年課税分		計	滞納繰越分	現年課税分	滞納繰越分	計	現年課税分	滞納繰越分	計	現年課税分	滞納繰越分	計	現年課税分	滞納繰越分	計	現在課税分	滞納繰越分	
	普通徴収	特別徴収																	退職分離課税
佐賀市	1,946,344,000	5,747,755,900	73,070,200	7,767,170,100	108,981,330	7,876,151,430	7,740,638,918	38,196,061	6,332,082	7,778,834,979	64,227,243	64,453,187	129,180,430	99,17	35,05	96,28	5	14	3
鳥栖市	428,917,860	2,011,506,773	12,957,000	2,453,381,633	72,127,362	2,525,508,995	2,448,061,695	22,925,138	6,063,482	2,471,027,183	28,245,076	43,138,742	71,383,818	98,85	31,78	96,93	15	15	16
多久市	73,606,090	315,903,410	2,772,500	392,282,000	14,439,388	406,721,388	391,962,792	4,553,378	588,485	396,516,170	4,874,586	9,295,625	14,170,111	98,76	31,55	96,37	19	17	19
小城市	284,307,180	947,701,200	8,619,300	1,240,627,680	28,288,896	1,268,916,576	1,242,573,448	15,044,347	1,213,646	1,257,617,794	13,098,579	12,030,903	25,129,482	98,94	53,18	97,92	12	2	9
佐神埼市	177,078,180	646,809,192	5,271,300	829,158,672	25,414,761	854,573,433	829,591,666	9,339,594	1,095,732	838,931,260	8,906,600	14,979,435	23,886,035	98,93	36,75	97,08	13	13	15
賀古野ヶ里町	91,703,639	400,936,403	3,946,680	496,686,722	5,584,020	502,270,742	497,852,718	2,815,045	354,006	500,667,757	1,549,049	2,414,969	3,964,018	99,69	50,41	99,14	1	3	1
基山町	87,766,135	399,553,961	2,688,360	489,978,456	16,707,397	506,685,853	483,965,759	5,278,514	571,400	489,244,273	6,012,697	10,857,483	16,870,180	98,77	31,59	96,56	18	16	17
上峰町	42,571,957	229,818,470	1,647,400	274,037,827	9,809,046	283,846,873	274,052,894	2,995,212	211,315	277,048,106	2,880,145	6,602,519	9,582,664	98,91	30,54	96,55	14	18	18
み々委町	130,240,223	527,225,695	3,208,700	660,674,618	17,194,151	677,868,769	661,431,870	7,501,916	484,689	668,933,786	6,744,664	9,207,546	15,962,210	98,98	43,63	97,58	10	9	12
小計	3,262,535,264	11,227,211,004	114,151,440	14,603,897,708	298,546,351	14,902,444,059	14,575,410,274	108,651,205	16,914,837	14,744,225,111	137,138,639	172,980,309	310,118,948	99,06	36,39	97,81			
唐津市	622,554,940	2,307,726,610	19,242,900	2,949,524,450	86,231,336	3,035,755,786	2,948,441,370	33,817,658	3,849,714	2,982,259,084	34,900,738	48,563,964	83,464,702	98,82	39,22	97,12	16	11	14
玄海町	33,353,180	87,312,110	533,700	121,198,990	2,482,792	123,681,782	121,125,328	1,157,127	162,936	122,282,455	1,230,789	1,162,729	2,383,518	98,98	46,61	97,93	10	5	8
伊万里市	655,908,120	2,395,038,720	19,776,600	3,070,723,440	88,714,128	3,159,437,568	3,034,591,913	34,974,785	4,012,650	3,069,566,698	36,131,527	49,726,693	85,858,220	98,82	39,42	97,16			
武雄市	278,114,940	980,139,030	10,893,500	1,269,147,470	24,079,234	1,293,226,704	1,268,696,781	9,749,484	2,770,819	1,278,466,265	10,200,173	11,558,831	21,759,104	99,20	40,49	98,10	4	10	6
鹿島市	171,389,380	501,857,280	4,789,640	678,016,300	19,770,209	697,786,509	679,553,146	9,645,445	645,656	689,208,655	8,108,599	9,479,108	17,587,707	98,80	48,79	97,39	17	4	13
嬉野市	135,730,447	456,814,970	2,975,700	595,521,117	20,945,568	616,466,685	593,023,049	6,389,643	1,386,294	600,412,693	8,885,711	13,169,631	22,055,342	98,51	30,51	96,20	20	19	20
武有田町	86,142,200	346,346,162	2,142,700	434,631,062	7,362,817	441,993,879	434,187,356	2,829,965	196,246	437,027,321	3,273,671	4,336,606	7,610,277	99,25	38,44	98,23	3	12	4
大町町	21,984,454	103,350,276	814,600	126,149,330	3,336,284	129,485,614	126,600,908	1,548,846	39,224	128,149,132	1,097,288	1,748,214	2,845,482	99,13	46,42	97,77	6	7	11
江北町	62,220,200	193,424,610	1,112,100	256,756,910	5,531,394	262,288,304	257,052,561	2,572,365	585,107	259,624,666	2,276,714	2,373,922	4,650,636	99,11	46,50	98,00	8	6	7
白石町	181,220,160	360,349,480	3,239,300	544,808,940	13,309,045	558,117,985	548,211,598	8,200,053	254,907	556,411,501	4,797,385	4,854,085	9,651,480	99,12	61,61	98,23	7	1	4
大良町	51,683,400	110,859,300	380,200	162,922,900	2,096,014	165,018,914	162,520,034	546,505	26,444	163,066,539	951,371	1,521,065	2,472,436	99,42	26,17	98,49	2	20	2
小計	1,249,145,628	4,199,897,794	42,059,980	5,491,103,302	129,010,677	5,620,113,979	5,494,329,474	56,133,673	8,576,826	5,550,463,148	52,909,501	64,298,178	117,207,679	99,04	43,51	97,76			
県計	5,167,588,912	17,822,147,518	175,988,020	23,165,724,450	516,271,156	23,681,995,606	23,139,306,446	199,761,663	29,504,313	23,439,067,759	226,179,687	287,005,180	513,184,847	99,02	38,69	97,71			

(2) 法人県民税

(イ) 法人県民税額等

区分	確定法人税額				確定法人税割額に対する中間申告額		確定申告が翌年度になる確定申告期間が見込額となる見込額		既選付額を請求する過大である利子割額の場合の納付額		中間納付額の歳出選付額	
	事業年度		確定申告の税額		事業年度		事業年度		事業年度		前年度に取入したものと	
	うち決定したもの	確定申告の税額	うち決定したもの	確定申告の税額	うち決定したもの	確定申告の税額	うち決定したもの	確定申告の税額	⑤	⑥	⑦	当該年度に取入したものの
普通法	764	198,507	-	697	69,737	279	78,783	-	-	-	5,897	-
法人	3,737	679,393	-	27,589	168,806	1,676	226,496	25	8,450	-	12,703	-
小計(A)	11,839	212,675	3	295	82,001	2,226	82,570	2	166	-	19,986	-
特別法人(B)	16,340	1,090,575	3	28,581	320,544	4,175	387,849	4,181	8,616	-	38,586	-
公益法人等(C)	459	41,259	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
素等のみを有する法人(D)	533	3,311	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
人格なき社団等(E)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
清算法人(F)	106	105	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
特定信託(G)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計(A)+(B)+(C)+(D)+(E)+(F)+(G)	17,438	1,135,250	3	28,581	320,544	4,175	387,849	27	8,616	-	38,586	-

区分	現事業年度分		過事業年度分		法人税割額		均等者数の割				合計		⑬の件数	
	①+②-③+④+⑤+⑥+⑦		⑧		⑨		納税者数		割		⑩+⑪			⑫のうちに利子割に係る額
	確定額	減額	確定額	減額	⑩	総数	50億円超	10億円超10億円以下	1,000万円超1億円以下	左記以外	⑪	⑫		
普通法	214,147	1,753	764	3	215,900	764	3	33	243	476	35,402	-	-	
法人	785,825	10,394	3,737	387	796,219	3,737	387	588	1,196	1,329	660,484	-	-	
小計(A)	233,691	2,062	11,839	1	235,753	11,839	1	81	1,191	10,554	292,421	-	-	
特別法人(B)	1,233,663	14,209	16,340	391	1,247,872	16,340	391	702	2,630	12,359	988,307	-	-	
公益法人等(C)	41,259	804	459	13	42,063	459	13	25	65	350	40,771	-	-	
素等のみを有する法人(D)	3,311	12	2,236	-	3,323	2,236	-	-	-	2,236	10,175	-	-	
人格なき社団等(E)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
清算法人(F)	105	2	106	-	107	106	-	-	-	106	2,314	-	-	
特定信託(G)	-	-	-	4	-	-	4	-	-	3	116	-	-	
合計(A)+(B)+(C)+(D)+(E)+(F)+(G)	1,278,338	15,027	19,145	404	1,293,365	19,145	404	727	2,696	15,054	1,041,683	-	-	

(注) 1. この調は令和6年度において確定したもの(減免したものは除く。)について⑧までは現事業年度分、⑨については過事業年度分として作成した。

2. 確定申告のない中間申告分の税額は②に計上した。

3. 事業年度数は1年、6ヶ月の事業年度区分にかかわらず、それぞれを1件として計上した。

4. 納税義務者は令和6年度中に確定申告、又は決定があったものの合計である。

5. ⑫には中間納付額の歳出選付額は含まない。

(ロ) 資本金別法人税割額等

区分 資本金別	法人数	課税標準 となる 法人税額	算出法人 税割額	道府県民税の 特定寄附金 税額控除額	外国税額 控除額	仮装経理 に基づく 控除額	利子割額 の控除額	租税条約の 実施に係る 控除額	差引法人 税割額	うち超過課 税相当額
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
300万円未満	3,200	1,780,211	24,145	38	-	-	-	-	24,107	6,028
300万円以上 1,000万円未満	5,984	3,822,034	48,123	133	-	-	-	-	47,990	10,196
1,000万円	1,865	4,145,407	77,942	222	18	-	-	-	77,702	28,448
1,000万円超 5,000万円未満	1,133	5,973,776	126,619	841	23	-	-	-	125,755	50,005
5,000万円以上 1億円未満	251	4,103,905	114,280	639	8	-	-	-	113,633	49,093
1億円	32	2,298,975	77,864	570	98	-	-	-	77,196	34,186
1億円超 10億円未満	40	5,860,524	191,211	1,073	34	-	-	-	190,104	84,464
10億円	-	-	10,348	-	-	-	-	-	10,348	4,600
10億円超 50億円未満	X	5,745,459	85,622	468	688	-	-	-	84,466	37,534
50億円	-	-	1,078	12	22	-	-	-	1,044	463
50億円超 100億円未満	X	2,518,278	65,709	62	78	-	-	-	65,569	29,138
100億円以上	X	437,825	272,393	1,306	6,335	-	-	-	264,752	125,788
保険業法に規定 する相互会社	-	-	8,088	59	120	-	-	-	7,909	3,515
合計	12,515	36,686,394	1,103,422	5,423	7,424	-	-	-	1,090,575	463,458
県内法人	11,755	15,403,938	231,590	480	21	-	-	-	231,089	-
分割法人	760	21,282,456	871,832	4,943	7,403	-	-	-	859,486	-

(注) 1. この調は令和6年度において確定した普通法人の現事業年度分について作成した。
 2. 分割法人については、本県に主たる事業所等を有する法人についてすべてを計上し、それ以外の法人については、差引法人税割額のみを計上した。

(3) 県民税利子割

(イ) 県民税利子割額等

(単位：千円)

		税 額	課税支払額	非課税支払額	左のうち非居住者に係る額
公 社 債 利 子 等	特定公社債以外の公社債の利子	126	2,522	28	-
	銀行預金利子	59,810	1,222,986	84,255	10
	銀行以外の金融機関の預貯金利子	35,983	732,937	49,791	-
	勤務先預金等の利子	9,299	186,120	331	-
	合同運用信託の収益の分配	9	192	1	1
	公社債投資信託のうち公募公社債投資信託以外の収益の分配	-	5	25	-
	郵便貯金利子	3	71	-	-
	国外一般公社債等の利子等	-	-	-	-
	財形貯蓄契約に係る生命保険等の差益	1,301	26,025	1,071	-
私 募 公 社 債 等	運用投資信託等の収益の分配	-	-	-	-
	特定目的信託の社債的受益証券の収益の分配	-	-	-	-
	国外私募公社債等運用投資信託等の収益の分配	-	-	-	-
金 融 類 似 商 品	懸賞金付預貯金等の懸賞金等	7	154		
	定期積金の給付補てん金	960	19,349		
	掛金の給付補てん金	-	-		
	抵当証券の利息	-	-		
	貴金属等の売戻し条件付売買契約の利益	-	-		
	外貨建預貯金等の為替差益	-	-		
	一時払養老保険・一時払損害保険等の差益	51	1,021		
	小 計	1,018	20,524	104	-
そ の 他	-	-	-	-	
合 計	107,549	2,191,382	135,606	11	

(注) 1. 非課税支払額とは、地方税法第25条の2に規定する非居住者が支払を受ける利子等である。

(ロ) 県民税利子割の特別徴収義務者数等

(単位：人、件)

区 分	特別徴収義務者数	営業所数
銀行等	12	125
信用金庫等	12	67
農林中央金庫等	5	97
証券会社	5	9
保険会社等	21	39
社内預金実施企業	52	53
その他の金融機関等	4	23
合計	111	413

- (注) 1. 営業所数とは、地方税法第24条第8項に規定する営業所等のうち、実際に特別徴収の事務を行うものの数である。
2. その他の金融機関等とは、漁業協同組合等である。

2. 事業税

(1) 個人事業税

(イ) 第1種事業

種 別	課 税 人 員			所 得 金 額			事 業 主 控 除 額 ②	差引課税 所得金額 ①-②
	所得税 課税者	所得税 失格者	計	所 得 税 課 税 者	所 得 税 失 格 者	計 ①		
	人	人	人	千円	千円	千円	千円	千円
物品販売業	622	19	641	3,899,376	67,992	3,967,368	1,836,429	2,130,939
不動産貸付業	1,314	15	1,329	9,562,408	46,565	9,608,973	3,806,018	5,802,955
製造業	421	8	429	2,414,044	27,702	2,441,746	1,237,818	1,203,928
運送業	92	1	93	445,988	3,369	449,357	265,834	183,523
請負業	2,460	52	2,512	13,475,502	171,055	13,646,557	7,163,509	6,483,048
印刷業	12	1	13	63,769	3,197	66,966	37,700	29,266
旅館業	18	-	18	153,864	-	153,864	52,200	101,664
飲食店業	318	7	325	1,855,890	26,886	1,882,776	929,214	953,562
周旋業	33	-	33	212,707	-	212,707	95,700	117,007
代理業	45	2	47	202,804	6,157	208,961	136,300	72,661
問屋業	31	-	31	204,857	-	204,857	87,484	117,373
その他の事業	156	4	160	919,525	15,252	934,777	454,336	480,441
合計	5,522	109	5,631	33,410,734	368,175	33,778,909	16,102,542	17,676,367

(ロ) 第2種事業

種 別	課 税 人 員			所 得 金 額			事 業 主 控 除 額 ②	差引課税 所得金額 ①-②
	所得税 課税者	所得税 失格者	計	所 得 税 課 税 者	所 得 税 失 格 者	計 ①		
	人	人	人	千円	千円	千円	千円	千円
畜 産 業	4	-	4	39,320	-	39,320	11,600	27,720
水 産 業	5	-	5	48,919	-	48,919	14,500	34,419
薪 炭 製 造 業	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	9	-	9	88,239	-	88,239	26,100	62,139

(ハ) 第3種事業

種 別	課 税 人 員			所 得 金 額			事 業 主 控 除 額 ②	差引課税 所得金額 ①-②
	所得税 課税者	所得税 失格者	計	所 得 税 課 税 者	所 得 税 失 格 者	計 ①		
	人	人	人	千円	千円	千円	千円	千円
医 業	51	-	51	436,839	-	436,839	147,900	288,939
司 法 書 士 業	46	-	46	297,603	-	297,603	133,400	164,203
税 理 士 業	74	1	75	848,042	4,856	852,898	217,500	635,398
設 計 監 督 者 業	48	1	49	295,813	3,382	299,195	139,684	159,511
デ ザ イン 業	55	1	56	287,470	3,133	290,603	161,434	129,169
諸 芸 師 匠 業	39	6	45	165,716	20,355	186,071	129,292	56,779
理 容 業	50	3	53	213,990	10,175	224,165	153,700	70,465
美 容 業	185	2	187	826,454	8,480	834,934	538,677	296,257
ク リ ー ニ ン グ 業	10	-	10	43,687	-	43,687	27,550	16,137
歯 科 技 工 士 業	25	1	26	129,061	3,695	132,756	75,400	57,356
土 地 家 屋 調 査 士 業	54	-	54	441,772	-	441,772	156,117	285,655
そ の 他 の 事 業	358	6	364	2,734,265	18,427	2,752,692	1,044,969	1,707,723
合 計	995	21	1,016	6,720,712	72,503	6,793,215	2,925,623	3,867,592

- (注) 1. この調は令和6年度において課税したもの(減免したものは除く。)の現年課税分について作成した。
2. 1人で2以上の事業を兼業するものについては、主たる事業欄に計上した。
3. 2以上の都道府県に分割する個人については、本県に主たる事業所が存在するものについて計上した。

(二) 分割個人の所得金額

区 分	本 県 本 店 分				他 県 本 店 分	
	課 税 人 員	課 税 標 準 額			課 税 人 員	分割を受けた 課税標準額
		当 該 県 分	他 の 県 分	計		
	人	千円	千円	千円	人	千円
第 1 種 事 業	7	20,201	13,762	33,963	7	18,480
第 2 種 事 業	-	-	-	-	-	-
第 3 種 事 業	2	7,645	17,082	24,727	8	15,932
合 計	9	27,846	30,844	58,690	15	34,412

(注) 1. この調は令和6年度において課税したもの(減免したものは除く。)の現年課税分について作成した。

(ホ) 事業専従者

区分	青色申告			白色申告			計		
	納税者数	専従者数	給与額	納税者数	専従者数	控除額	納税者数	専従者数	給与(控除)額
	人	人	千円	人	人	千円	人	人	千円
第 1 種 事 業	4,314	2,185	4,861,864	1,317	243	183,420	5,631	2,428	5,045,284
第 2 種 事 業	9	5	10,990	-	-	-	9	5	10,990
第 3 種 事 業	899	461	1,503,425	71	7	5,660	970	468	1,509,085
	38	10	24,326	8	1	860	46	11	25,186
合 計	5,260	2,661	6,400,605	1,396	251	189,940	6,656	2,912	6,590,545

(注) 1. この調は令和6年度において課税したもの(減免したものは除く。)の現年課税分について作成した。

2. 1人で2以上の事業を兼業するものについては主たる事業欄に計上した。

3. 2以上の都道府県に分割する個人については、本県に主たる事業所が存在するものについて計上した。

(へ) 所得税階層別

区分	300万円以下のも		300万円を超え 310万円以下のも		310万円を超え 320万円以下のも		320万円を超え 330万円以下のも		330万円を超え 340万円以下のも		340万円を超え 350万円以下のも		350万円を超え 360万円以下のも		360万円を超え 370万円以下のも		370万円を超え 380万円以下のも		370万円を超え 380万円以下のも			
	人員	所得金額 千円	人員	所得金額 千円	人員	所得金額 千円	人員	所得金額 千円	人員	所得金額 千円	人員	所得金額 千円	人員	所得金額 千円	人員	所得金額 千円	人員	所得金額 千円	人員	所得金額 千円		
第一種業	所得税課税者	197	581,731	190	571,646	173	542,093	170	545,572	187	621,616	150	515,484	134	480,029	126	464,363					
	所得税失格者	13	38,389	16	46,525	13	36,508	3	9,659	9	27,182	8	27,584	1	3,618	6	22,533					
	計	210	620,120	206	618,171	186	578,601	173	555,231	196	648,798	158	543,068	135	483,647	132	486,896					
第二種業	所得税課税者	-	-	1	3,072	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	所得税失格者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	計	-	-	1	3,072	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
第三種業	所得税課税者	35	103,846	29	87,140	33	103,609	16	51,490	23	77,097	34	117,045	30	105,673	27	97,148	24	90,084			
	所得税失格者	2	3,403	1	3,097	3	9,409	1	3,241	3	10,063	1	3,461	-	-	3	11,002	-	-			
	計	37	107,249	30	90,237	36	113,018	17	54,731	26	87,160	35	120,506	30	109,134	30	108,150	24	90,084			
合計	所得税課税者	37	107,249	37	110,975	39	122,399	21	67,665	30	100,555	37	127,402	32	112,780	32	115,411	26	97,507			
	所得税失格者	232	685,577	227	682,596	209	655,083	189	606,715	214	712,108	186	639,425	187	653,935	163	584,438	152	561,870			
	計	247	727,369	244	732,218	225	701,000	194	622,896	226	749,353	195	670,470	195	680,286	167	599,058	158	584,403			

区分	380万円を超え 390万円以下のも		390万円を超え 400万円以下のも		400万円を超え 500万円以下のも		500万円を超え 600万円以下のも		600万円を超え 700万円以下のも		700万円を超え 1000万円以下のも		1000万円を 超えるもの		合計		
	人員	所得金額 千円	人員	所得金額 千円	人員	所得金額 千円	人員	所得金額 千円									
第一種業	所得税課税者	151	575,321	139	541,779	1,117	4,943,206	747	4,045,188	488	3,111,886	784	6,353,895	614	8,975,770	5,522	33,410,734
	所得税失格者	4	12,558	2	4,965	14	51,162	7	37,297	3	13,319	2	10,525	-	-	109	388,175
	計	155	587,879	141	546,744	1,131	4,994,368	754	4,082,485	491	3,125,205	786	6,364,420	614	8,975,770	5,631	33,778,909
第二種業	所得税課税者	-	-	-	-	-	-	2	11,045	-	-	3	25,867	3	48,255	9	88,239
	所得税失格者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	計	-	-	-	-	-	-	2	11,045	-	-	3	25,867	3	48,255	9	88,239
第三種業	所得税課税者	20	77,074	28	110,786	199	880,260	97	525,063	82	513,476	128	1,036,034	146	2,565,853	951	6,541,678
	所得税失格者	2	7,694	1	3,991	2	9,462	-	-	-	-	-	-	-	-	19	64,823
	計	22	84,768	29	114,777	201	889,722	97	525,063	82	513,476	128	1,036,034	146	2,565,853	970	6,606,501
合計	所得税課税者	3	11,533	2	7,892	7	30,737	4	21,224	1	6,181	1	8,179	1	11,434	44	179,034
	所得税失格者	-	-	-	-	1	4,399	-	-	-	-	-	-	-	-	2	7,680
	計	3	11,533	2	7,892	8	35,136	4	21,224	1	6,181	1	8,179	1	11,434	46	186,714
小計	25	96,301	31	122,669	209	924,858	101	546,287	83	519,657	129	1,044,213	147	2,577,287	1,016	6,793,215	
合計	所得税課税者	174	663,928	169	660,457	1,323	5,854,203	850	4,602,520	571	3,631,543	916	7,423,975	764	11,601,312	6,526	40,219,685
	所得税失格者	6	20,252	3	8,956	17	65,023	7	37,297	3	13,319	2	10,525	-	-	130	440,678
	計	180	684,180	172	669,413	1,340	5,919,226	857	4,639,817	574	3,644,862	918	7,434,500	764	11,601,312	6,656	40,660,363

(注) 1. この欄は令和6年度において課税したもの(減免したものは除く)の現年課税分について作成した。
 2. 1人で2以上の事業を兼業するものについては、主たる事業欄に計上した。
 3. 所得金額は事業主控除前の年所得金額であり、また、中途離業者分は、年所得に換算した所得区分欄に計上した。
 4. 2以上の都道府県に分割する個人については、本県に主たる事業所が存在するものについて計上した。

(2) 法人事業税
(イ) 事業税額等

区分	現 業 年 度 分										過 事 業 年 度 分			合 計 ⑦+⑧ 千円	当 年 度 に お け た 課 税 額 千円
	確 定 税 額		確 定 事 業 税 額		確 定 申 告 が 翌 年 度 に な る 中 間 申 告 額		確 定 申 告 明 限 が 翌 年 度 と な る 見 込 納 付 額		中 間 納 付 額 の 歳 出 還 付 額		課 税 額 ①+②-③ +④+⑤+⑥ 千円	所 得 (取 入) 金 額 千円	課 税 額 千円		
	確 定 申 告 が あ っ た も の 千円	確 定 申 告 が あ っ た も の 事 業 年 度 数	確 定 申 告 及 び 決 定 額 の 中 間 申 告 額 千円	確 定 申 告 及 び 決 定 額 の 中 間 申 告 事 業 年 度 数	確 定 事 業 税 額 に 対 応 す る 前 年 度 分 の 申 告 額 千円	確 定 申 告 が 翌 年 度 に な る 中 間 申 告 額 千円	確 定 申 告 明 限 が 翌 年 度 と な る 見 込 納 付 額 千円	確 定 申 告 明 限 が 翌 年 度 と な る 見 込 納 付 額 事 業 年 度 数	前 年 度 に 収 入 し た も の ① 千円	当 年 度 に 収 入 し た も の ② 千円					
所 得 課 税 分	724	-	1,751,814	3	11,984	254	542,444	665,482	-	53,804	1,940,640	466,495	26,642	1,967,282	
分 別 法 人	3,052	-	4,933,032	28	15,255	1,104	1,349,336	1,091,569	35,326	123,772	4,849,618	1,476,952	59,366	4,908,984	
通 法 人	11,305	53	3,767,738	8	2,662	2,081	1,257,673	1,260,237	511	278,799	4,052,274	1,232,752	34,347	4,086,621	
小 計 (A)	15,081	53	10,452,584	39	29,901	3,439	3,149,453	3,017,288	35,837	456,375	10,842,532	3,176,199	120,355	10,962,887	
特 別 法 人 (B)	950	1	448,519	-	-	-	-	-	-	-	448,519	193,573	9,865	458,384	
公 益 法 人 等 (C)	533	4	68,708	-	-	-	-	-	-	-	68,708	3,062	228	68,936	
人 格 な き 社 団 等 (D)	106	-	2,763	-	-	-	-	-	-	-	2,763	100	28	2,791	
清 算 法 人 (E)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
特 定 信 託 (F)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
法 人 課 税 信 託 (G)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
計 (H)	16,670	58	10,972,574	40	29,901	3,439	3,149,453	3,017,288	35,837	456,375	11,362,522	3,372,934	130,476	11,492,998	
(A)+(B)+(C)+(D)+(E)+(F)+(G)	186	-	4,019,441	1	108	184	1,798,841	1,998,457	587	2,508	4,222,260	-	1,560	4,223,820	
収 入 金 額 課 税 分 (I)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
課 税 標 準 の 特 別 に よ る 課 税 分 (J)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
外 形 対 象 法 人 分 (K)	717	-	8,701,972	35	290,922	561	2,709,626	2,977,953	137,144	37,393	9,435,758	-	52,147	9,487,905	
事 業 税 額 計 (L)	17,573	58	23,693,987	76	320,931	4,184	7,657,920	7,993,698	173,568	496,276	25,020,540	-	184,183	25,204,723	
(M)+(L)+(J)+(K)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
地 方 法 人 特 別 税 分 (M)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
特 別 法 人 事 業 税 分 (N)	17,573	58	9,369,241	25	248,543	-	2,911,645	3,167,327	75,578	225,052	10,174,096	-	83,911	10,258,007	
計 (O)+(M)+(N)	17,573	58	33,063,228	92	569,474	4,184	10,569,565	11,161,025	249,146	721,328	35,194,636	-	273,652	35,468,318	
合 計	17,573	58	33,063,228	92	569,474	4,184	10,569,565	11,161,025	249,146	721,328	35,194,636	-	273,652	35,468,318	747,380

(注) 1. この調は令和6年度において確定したものを除く。(減免したものは除く。) ⑦については現事業年度分、⑧については過事業年度分として作成した。
2. 確定申告のない中間申告分の税額は②に計上した。
3. 事業年度数は1年、6ヶ月の事業年度区分にかかわらず、それぞれを1件として計上した。
4. ⑩には中間納付額の歳出還付額は含まない。

(ロ) 所得階層別

区 分	欠 損 法 人	年所得400万円 以下のもの		年所得400万円超 800万円以下		年所得800万円超 1,000万円以下		年所得1,000万円超 5,000万円以下			
		事 業 年 度 数	事 業 年 度 数	事 業 年 度 数	事 業 年 度 数	事 業 年 度 数	事 業 年 度 数	事 業 年 度 数	事 業 年 度 数		
		所得金額		所得金額		所得金額		所得金額			
			千円		千円		千円		千円		
事業 年度二 回 法人	分割 法人	軽減税率 適用法人 (A)	-	-	-	-	-	-	-		
		その他 (B)	-	-	-	-	-	-	-		
	県内法人 (C)	-	-	-	-	-	-	-	-		
	計 (A)+(B)+(C) (D)	-	-	-	-	-	-	-	-		
事業 年度一 回 法人	分割 法人	軽減税率 適用法人 (E)	297	105	150,452	41	236,313	18	164,950	95	2,224,903
		その他 (F)	26	2	6,905	5	33,841	2	18,206	25	754,028
	県内法人 (G)	7,031	2,136	3,149,806	709	4,058,370	239	2,145,701	947	20,484,995	
	計 (E)+(F)+(G) (H)	7,354	2,243	3,307,163	755	4,328,524	259	2,328,857	1,067	23,463,926	
合 計 (D)+(H)	7,354	2,243	3,307,163	755	4,328,524	259	2,328,857	1,067	23,463,926		

区 分	年所得5,000万円超 1億円以下		年所得1億円超 10億円以下		年所得10億円 を超えるもの		合 計			
	事 業 年 度 数	事 業 年 度 数	事 業 年 度 数	事 業 年 度 数	事 業 年 度 数	事 業 年 度 数	事 業 年 度 数	事 業 年 度 数		
	所得金額		所得金額		所得金額		所得金額			
		千円		千円		千円		千円		
事業 年度二 回 法人	分割 法人	軽減税率 適用法人 (A)	-	-	-	-	-	-		
		その他 (B)	-	-	-	-	-	-		
	県内法人 (C)	-	-	-	-	-	-	-		
	計 (A)+(B)+(C) (D)	-	-	-	-	-	-	-		
事業 年度一 回 法人	分割 法人	軽減税率 適用法人 (E)	39	2,753,627	42	7,909,574	1	5,561,477	638	19,001,296
		その他 (F)	8	592,674	27	8,752,853	10	19,906,803	105	30,065,310
	県内法人 (G)	159	10,970,096	108	22,881,038	4	7,102,354	11,333	70,792,360	
	計 (E)+(F)+(G) (H)	206	14,316,397	177	39,543,465	15	32,570,634	12,076	119,858,966	
合 計 (D)+(H)	206	14,316,397	177	39,543,465	15	32,570,634	12,076	119,858,966		

- (注) 1. この調は令和6年度において確定した普通法人の現事業年度分（減免したものは除く。）について作成した。
 2. 「事業年度数年2回法人」の所得区分については、「年所得400万円以下」欄には、200万円以下のものを計上し、以下の所得についても同様に計上した。
 3. 分割法人については本県に主たる事務所等を有する法人について所得総額により計上した。

(ハ) 分割法人の所得（収入）金額

区 分	本 県 本 店 分			他 県 本 店 分			合 計		
	法人数 ①	事 業 年度数 ②	所 得 (収 入) 金 額③ 千円	法人数 ④	事 業 年度数 ⑤	所 得 (収 入) 金 額⑥ 千円	法人数 ①+④	事 業 年度数 ②+⑤	所 得 (収 入) 金 額③+⑥ 千円
所得課税分	740	743	49,046,335	3,693	3,722	191,237,049	4,433	4,465	240,283,384
(外形対象法人以外)	721	724	25,619,813	3,031	3,052	70,944,346	3,752	3,776	96,564,159
(外形対象法人)	19	19	23,426,522	662	670	120,292,703	681	689	143,719,225
収入金額 課 税 分	9	9	557,611	58	58	418,617,667	67	67	419,175,278

(注) 1. この調は令和6年度において認定した分割法人のうち普通法人について作成した。
 2. 法人数は、6ヶ月決算法人については、2事業年度をもって1とし、事業年度数は1年、6ヶ月の区分にかかわらずそれぞれ事業年度ごとに1として計上した。

(二) 資本金別法人数

区 分 資本金別	分 割 法 人						県 内 法 人			合 計			そ の 他				
	利益法人			欠損法人			小 計 ① + ②	利 益 法 人 ④	欠 損 法 人 ⑤	小 計 ④ + ⑤	利 益 法 人 ① + ④	欠 損 法 人 ② + ⑤	計 ③ + ⑥	不 申 告 法 人	休 業 中 の 法 人	清 算 中 の 法 人	所 在 不 明 法 人
	2 の 県 に ま た が る も の	3 以 上 の 県 に ま た が る も の	計 ①	2 の 県 に ま た が る も の	3 以 上 の 県 に ま た が る も の	計 ②											
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰
300万円未満	33	6	39	60	4	64	103	998	1,956	2,954	1,037	2,020	3,057	230	-	60	-
300万円以上1,000万円未満	91	13	104	98	12	110	214	2,025	3,615	5,640	2,129	3,725	5,854	184	-	124	-
1,000万円	68	25	93	52	14	66	159	654	943	1,597	747	1,009	1,756	29	-	38	-
1,000万円超5,000万円未満	72	37	109	40	15	55	164	499	426	925	608	481	1,089	15	-	X	-
5,000万円以上 1億円未満	27	22	49	14	8	22	71	97	71	168	146	93	239	2	-	X	-
1億円	X	8	X	X	X	X	13	11	8	19	X	X	32	-	-	-	-
1億円超 10億円未満	X	5	X	X	X	X	14	16	9	25	X	X	39	-	-	-	-
10億円	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
10億円超 50億円未満	-	X	X	-	-	-	X	3	-	3	X	-	X	-	-	-	-
50億円	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
50億円超 100億円未満	-	X	X	-	-	-	X	-	-	-	X	-	X	-	-	-	-
100億円以上	-	X	X	-	-	-	X	-	-	-	X	-	X	-	-	-	-
合 計	299	123	422	267	56	323	745	4,303	7,028	11,331	4,725	7,351	12,076	460	-	231	-

(注) 1. この調は令和6年度において確定した普通法人の現事業年度分(収入金課税法人を除く。)について作成した。
 2. 年2回決算法人については上期・下期を通じて欠損の場合に欠損法人として計上し、また、不申告法人についても同様に計上した。
 3. 分割法人については、本県に主たる事務所等を有する法人についてのみ計上した。

(ホ) 資本金及び所得階層別

所得階層	年所得400万円		年所得400万円超		年所得800万円超		年所得1,000万円超		年所得5,000万円超		年所得10億円超		合計		税額	
	法人数	所得金額 千円	法人数	所得金額 千円	法人数	所得金額 千円	法人数	所得金額 千円	法人数	所得金額 千円	法人数	所得金額 千円	法人数	所得金額 千円		
300万円未満	2,020	887,770	174	998,712	54	486,624	119	2,288,067	7	458,227	2	252,983	-	3,057	5,372,393	296,288
300万円以上1,000万円未満	3,725	1,752,305	387	2,222,949	124	1,116,614	413	8,485,493	34	2,311,354	17	2,836,343	-	5,854	18,725,058	1,166,225
1,000万円	1,009	446,192	X	643,427	39	348,169	236	5,310,964	46	3,254,393	33	6,169,988	X	1,756	17,217,144	1,508,265
1,000万円超5,000万円未満	481	193,741	71	398,229	37	332,291	248	5,991,837	73	5,030,875	69	13,891,425	-	1,089	25,838,398	2,562,021
5,000万円以上1億円未満	93	24,727	X	62,020	5	45,159	49	1,284,708	32	2,238,833	33	7,580,926	X	239	13,284,787	2,117,731
1億円	12	-	X	4,105	-	-	3	92,362	6	436,333	7	2,335,041	X	32	6,685,883	2,802,054
1億円超10億円未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
10億円	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
10億円超50億円未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
50億円	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
50億円超100億円未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
100億円以上	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	7,340	3,304,735	755	4,329,442	259	2,328,857	1,068	23,453,431	198	13,730,015	161	33,066,716	6	12,027	87,123,663	10,452,584

(注) 1. この欄は令和6年度において確定した普通法人の親事業年度分(収入金課税法人・外形対象法人を除く。)について作成した。
 2. 年2回決算法人については上期・下期の所得の合計額により計上した。
 3. 分割法人については、本県に主たる事務所等を有する法人についてはすべてを計上し、それ以外の法人については税額のみを計上した。

(へ) 収入金額課税法人

区 分	分割法人				県内法人				計									
	事業年度数	収入金額	所得金額	付加価値額	資本金等の額	法人数	事業年度数	収入金額	所得金額	付加価値額	資本金等の額	法人数	事業年度数	収入金額	所得金額	付加価値額	資本金等の額	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
電気供給業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法第72条の2第1項第2号に掲げる事業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法第72条の2第1項第3号イに掲げる事業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法第72条の2第1項第3号ロに掲げる事業	9	557,611	189,311	-	-	239	239	5,554,925	1,162,124	-	-	248	248	6,112,536	1,351,435	-	-	-
ガス供給業	-	-	-	-	-	4	4	1,148,366	134,058	-	-	4	4	1,148,366	134,058	-	-	-
生命保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
損害保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
少額短期保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
貿易保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	9	557,611	189,311	-	-	245	245	8,017,747	1,296,182	529,239	2,053,389	254	254	8,575,358	1,485,493	529,239	2,053,389	

(注) 1. この調は令和6年度において確定した現事業年度分について作成した。
 2. 分割法人については本県に主たる事務所等を有する法人について計上した。

(3) 非課税事業

区 分	法 人			個 人		
	法人数	事業年度数	所得金額	人 員	所得金額	人
林 業	80	83	199,652	-	-	-
鉱物の掘採事業	13	13	40,603	-	-	-
農 業	350	352	586,359	-	-	-
計	443	448	826,614	-	-	-

(注) 1. この調は、法人にあっては現事業年度分、個人にあっては現年課税分について作成した。
 2. 分割法人（個人）については本県に主たる事務所等を有するものについて計上した。

3. 地方消費税

(1) 調定額に関する調

(単位：千円)

区 分	前年度2・3月調定額	調 定 額 合 計	左のうち当該年度
			2・3月調定額
譲 渡 割	2,194,925	18,670,707	2,814,228
貨 物 割	404,488	2,003,649	410,227
合 計	2,599,413	20,674,356	3,224,455

(2) 清算金収入額、清算金支出額等に関する調

(単位：千円)

区 分	I 期 収 入 支 出 額 等	II 期 収 入 支 出 額 等	III 期 収 入 支 出 額 等	IV 期 収 入 支 出 額 等	収入・支出額 等 合 計
清 算 対 象 額	4,591,465	6,118,993	3,925,824	5,363,008	19,999,290
清 算 金 収 入 額 (A)	6,158,418	7,098,473	3,666,313	7,038,810	23,962,014
清 算 金 支 出 額 (B)	174,925	131,415	442,783	198,435	947,558
差 引 (A)-(B)	5,983,493	6,967,058	3,223,530	6,840,375	23,014,456
地 方 消 費 税 交 付 金 額	5,287,472	6,543,017	3,574,671	6,101,679	21,506,839

4. 不動産取得税

(1) 家屋

区分	① 価格の金額が 法第73条の15 の2に規定する 免税点に満た ないもの		② 法第73条の14第1項（法附則第 11条第8項及び第11項による説 明を含む。）から第3項まで 及び第6項に該当するものでそ の価格の金額がこれらの規定に 規定する金額以下のもの		③ 法第73条の9から第70条の7まで、 法附則第10条及び法附則第10条の並 びに①、②に該当する以外のもの		控除		額		課税標準の特例を 適用した後の額が 法第73条の15の2 に規定する免税点 に満たないもの		課税標準		左の内訳		減免等 される 前の 税額	法第73条の 27から法第 73条の27の 5まで、法 附則第11条 のAR及び第2 条の規定に よる減額、 納税義務の 免除をした もの	法第73条 の規定に よる減免 等をした もの	法第73条 の規定に よる減免 等をした もの	⑨-⑩-⑪								
	件数	面積	件数	面積	件数	面積	控除額	1㎡当り 評価額	控除額	控除額	控除額	控除額	控除額	控除額	控除額	控除額						控除額	控除額	控除額	控除額	控除額			
	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲						⑳	㉑	㉒	㉓	㉔			
木造	専用住宅	4	30	488	24,150,335	1,216	108,036	11,342,461	105	3	5,226	656	2	7,983,568	659	7,988,794	85	12,765	15,673	1,129	3,337,994	3,337,994	-	100,142	-	-	226	99,916	
	併用住宅	-	-	-	-	286	11,158	984,382	88	-	38	-	-	347,143	38	347,143	-	-	-	286	637,239	406,642	230,597	21,357	-	-	-	-	21,357
	その他	7	27	911	-	222	28,638	2,010,660	70	-	2	-	-	14,044	2	14,044	-	-	-	222	1,996,616	33,367	1,963,249	79,523	-	-	-	4,128	75,395
	小計	11	57	1,399	24,150,335	1,724	147,832	14,337,503	97	3	5,226	696	2	8,344,755	699	8,349,981	85	12,765	15,673	1,637	5,971,849	3,778,003	2,193,846	201,022	-	-	-	4,354	196,668
非木造	専用住宅	2	12	445	5,423,945	396	22,614	3,024,727	134	-	-	-	-	1,635,541	135	1,635,541	18	1,706	3,274	378	1,385,912	1,385,912	-	41,572	-	-	-	41,572	
	併用住宅	-	-	-	-	51	2,171	228,971	105	-	1	-	-	5,922	1	5,922	-	-	-	51	223,049	151,876	71,173	7,404	-	-	-	-	7,404
	その他	1	128	218	-	320	278,608	30,634,056	110	3	298,495	-	-	-	3	298,495	-	-	-	320	30,335,561	-	30,335,561	1,213,478	4	4,898	161,025	1,047,555	
	小計	3	140	663	5,423,945	767	303,393	33,887,754	112	3	298,495	136	-	1,641,463	139	1,939,968	18	1,706	3,274	749	31,944,522	1,537,788	30,406,734	1,262,454	4	4,898	161,025	1,096,531	
合計	専用住宅	15	578	856	6,300,029	1,648	560,520	42,998,859	77	3	298,495	147	-	1,688,505	150	1,986,800	18	1,706	3,274	1,630	41,008,785	5,943,452	35,065,333	1,580,931	16	6,393	161,025	1,413,513	
	併用住宅	18	718	1,519	6,300,029	1,648	560,520	42,998,859	77	3	298,495	147	-	1,688,505	150	1,986,800	18	1,706	3,274	1,630	41,008,785	5,943,452	35,065,333	1,580,931	16	6,393	161,025	1,413,513	
	その他	123	7,842	9,302	31,455,174	5,278	976,943	61,700,638	63	6	303,721	898	5	10,079,217	864	10,382,938	106	14,907	19,098	5,167	51,298,602	13,711,214	37,587,388	1,914,677	38	7,811	165,390	1,741,476	
	小計	123	7,842	9,302	31,455,174	5,278	976,943	61,700,638	63	6	303,721	898	5	10,079,217	864	10,382,938	106	14,907	19,098	5,167	51,298,602	13,711,214	37,587,388	1,914,677	38	7,811	165,390	1,741,476	

(注) 1. 件数は1戸（共同住宅等）にあっては、独立的に区分された一戸（部分）を1件とし、一棟となるべき住宅が木造部分と非木造部分とからなるものについては1件として計上（面積、価格も同様）とした。
2. 併用住宅には住宅部分とそれ以外の部分とがある家屋を記載したが、住宅部分が徒らなものは、「その他」に計上した。
3. 端数調整の関係上、合計が合わない場合がある。

(2) 土 地

区 分	価額の全額が法第73条の15の2の規定による免税点に満たないもの			法第73条の14第7項から第11項まで及び第15項並びに法附則第11条等の課税標準の特例に該当し、全額額控除されたもの			法第73条の3から第73条の7まで及び法附則第10条並びに①②に該当する以外のもの		
	件数	面積 m ²	価 格 千円	件数	面積 m ²	価 格 千円	件 数	面積 m ²	価 格 千円
住宅用宅地	437	91,333	14,938	1	4,170	8,444	6,944	6,551,126	23,450,868
上記以外の宅地	15	3,010	505	-	-	-	147	364,034	1,101,736
農 地	342	180,951	11,802	-	-	-	481	1,963,656	228,885
山 林	205	257,284	6,381	-	-	-	115	1,583,988	54,111
そ の 他	128	97,546	2,359	-	-	-	23	194,382	8,344
計	1,127	630,124	35,985	1	4,170	8,444	7,710	10,657,186	24,843,944

区 分	法第73条の14第7項から第11項まで及び第15項並びに法附則第11条等の課税標準の特例に該当したもので②以外のもの		課税標準の特例を適用した後の額が法第73条の15の2に規定する免税点に満たないもの			課税標準額	減免等される前の税額	法第73条の24の規定により全額減額されるもの	
	件数	控除額 千円	件数	面積 m ²	価格 千円	③-④-⑤	⑦	件数	減額した額 千円
住宅用宅地	9	10,036	1	237	-	23,440,832	700,123	1,030	45,800
上記以外の宅地	1	67,050	-	-	-	1,034,686	31,034	-	-
農 地	188	37,017	16	21,224	1,389	190,479	5,693	-	-
山 林	-	-	-	-	-	54,111	1,654	1	36
そ の 他	-	-	-	-	-	8,344	252	1	3
計	198	114,103	17	21,461	1,389	24,728,452	738,756	1,032	45,839

区 分	法第73条の24の規定に該当したもので⑧以外のもの		⑦のうち、法第73条の25の規定の適用により徴収猶予をしているもの		⑦のうち、法附則第62条第2項の規定の適用により徴収猶予をしているもの		法第73条の27の2から法第73条の27の7まで並びに法附則第11条の4、第12条の規定により減額、納税義務の免除をしたもの		法第73条の31、他法の規定により減免等をしたもの		調定額
	件数	減額した額 千円	件数	減額した額 千円	件数	減額した額 千円	件数	減額した額 千円	件数	減額した額 千円	⑦-⑧-⑨-⑩-⑪
住宅用宅地	931	60,694	-	-	-	-	2	62	16	677	592,890
上記以外の宅地	-	-	-	-	-	-	-	-	5	151	30,883
農 地	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5,693
山 林	-	-	-	-	-	-	-	-	1	8	1,610
そ の 他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	249
計	931	60,694	-	-	-	-	2	62	22	836	631,325

5. 県たばこ税

(単位：本、円)

区 分	県内で売り渡された 製造たばこの本数	税 額
4 月	82,719,340	88,509,691
5 月	83,608,163	89,460,733
6 月	88,105,889	94,273,298
7 月	80,101,157	85,708,235
8 月	87,621,743	93,755,261
9 月	85,800,490	91,806,522
10 月	80,858,736	86,518,845
11 月	85,555,609	91,544,500
12 月	83,394,883	89,232,523
1 月	84,952,609	90,899,289
2 月	79,906,546	85,500,002
3 月	72,801,753	77,897,871
合 計	995,426,918	1,065,106,770

(注)本数は手持品課税及び普通徴収分を除く

6. ゴルフ場利用税

(単位：人、千円)

区 分	税 率	施 設 数	利用人員	調 定 額
ゴ ル フ 場	1,200円	-	-	-
	1,100円 以上 1,200円 未満	-	-	-
	1,000円 以上 1,100円 未満	-	-	-
	800円 超 1,000円 未満	-	-	-
	800円	-	-	-
	600円 以上 800円 未満	-	-	-
	400円 以上 600円 未満	-	-	-
	400円 未満	-	-	-
	小 計	-	-	-
	1,200円	-	-	-
1,100円 以上 1,200円 未満	-	-	-	
1,000円 以上 1,100円 未満	-	-	-	
800円 超 1,000円 未満	-	-	-	
800円	-	-	-	
600円 以上 800円 未満	-	-	-	
400円 以上 600円 未満	16	716,751	280,726	
400円 未満	-	-	-	
小 計	16	716,751	280,726	
500円 以上	-	-	-	
400円 以上 500円 未満	-	-	-	
300円 以上 400円 未満	-	-	-	
300円 未満	-	-	-	
小 計	-	-	-	
500円 以上	-	-	-	
400円 以上 500円 未満	-	-	-	
300円 以上 400円 未満	-	-	-	
300円 未満	8	135,542	17,534	
小 計	8	135,542	17,534	
合 計		24	852,293	298,260

(注) 「施設数」欄は、令和7年2月末日現在で記載した。

7. 自動車税

(1) 環境性能割 (令和6年度)

(イ) 新車

(単位：台、千円)

区分	又新規は登録・新出規台数	新規登録・新出規検査	及び非課税・課税免除、減免	に②の係る減免台数等	課税台数	取得価額	に(バ)係る控除等の特例	課税標準額	税額
	①	②			①-② ③	④	⑤	④-⑤	
自動車	乗用車								
	普通車	10,513	6,838	10	3,675	15,114,474	-	15,114,474	433,002
	小型車	4,781	2,565	50	2,216	4,141,706	-	4,141,706	109,477
	計	15,294	9,403	60	5,891	19,256,180	-	19,256,180	542,479
自動車	ト	870	113	-	757	5,884,902	-	5,884,902	87,955
	ラ	51	-	-	51	625,536	1,750	623,786	5,347
	ツ	150	3	-	147	446,160	-	446,160	9,484
	ク	649	406	-	243	683,023	-	683,023	15,684
	計	1,720	522	-	1,198	7,639,621	1,750	7,637,871	118,470
自動車	バス	66	7	-	59	742,439	150,000	592,439	10,774
	特殊用途車	494	112	15	382	3,628,507	-	3,628,507	53,216
	合計	17,574	10,044	75	7,530	31,266,747	151,750	31,114,997	724,939
軽自動車	四輪乗用車	11,761	5,699	16	6,062	10,407,004	-	10,407,004	134,751
	四輪トラック	3,361	672	6	2,689	3,175,221	-	3,175,221	58,019
	三輪車	-	-	-	-	-	-	-	-
	合計	15,122	6,371	22	8,751	13,582,225	-	13,582,225	192,770
総計	32,696	16,415	97	16,281	44,848,972	151,750	44,697,222	917,709	

(ロ) 中古車

(単位：台、千円)

区 分	又新規 は登録・ 届出・新 規検査 数	移 転 登 録 台 数	の(自 記軽自 入動 に車 係届 る出 もの済 の証)	計 ①+②+③ ④	及非 び課 免税 ・課 税税 点免 除、 台減 数免	係⑤ のう ち身 体障 害者 等に 係る 減免 台数	課 税 台 数 ④-⑤ ⑥	取 得 価 額 ⑦	課 税 標 準 額 ⑦-⑧	税 額	
											①
自 用 車	乗普通車	3,357	9,109	293	12,759	11,161	9	1,598	2,238,875	2,238,875	62,665
	小計	2,232	5,665	188	8,085	7,757	2	328	270,461	270,461	7,276
動 車	ト ラ ック 計	5,589	14,774	481	20,844	18,918	11	1,926	2,509,336	2,509,336	69,941
	ト ラ ック 計	484	2,129	40	2,653	2,470	-	183	350,401	350,401	5,588
	けん引車	14	31	3	48	43	-	5	13,550	13,550	247
	被けん引車	21	167	4	192	191	-	1	500	500	10
	貨客兼用車	293	293	3	589	553	1	36	40,875	40,875	1,018
バ ス 計	812	2,620	50	3,482	3,257	1	225	405,326	405,326	6,863	
特 殊 用 途 車 計	28	77	-	105	96	-	9	9,156	9,156	172	
合 計	147	595	12	754	696	-	58	116,614	116,614	1,565	
軽 自 動 車	4,956	31,483	1,107	37,546	36,750	-	796	518,440	518,440	6,191	
四輪乗用車	1,237	7,700	168	9,105	8,937	-	168	103,805	103,805	1,768	
四輪トラック	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
三輪車	6,193	39,183	1,275	46,651	45,687	-	964	622,245	622,245	7,959	
合 計	12,769	57,249	1,818	71,836	68,654	12	3,182	3,662,677	3,662,677	86,500	

(ハ) 取得価額段階別調定額

(単位：千円)

区 分	50万円超 100万円以下	100万円超 150万円以下	150万円超 200万円以下	200万円超 250万円以下	250万円超 300万円以下	300万円超	合 計
	調定額	調定額	調定額	調定額	調定額	調定額	調定額
新 車	16,603	71,391	152,675	120,533	53,765	502,742	917,709
区 分	50万円超 70万円以下	70万円超 90万円以下	90万円超 110万円以下	110万円超 130万円以下	130万円超 150万円以下	150万円超	合 計
	調定額	調定額	調定額	調定額	調定額	調定額	調定額
中 古 車	14,234	11,657	8,535	5,521	6,018	40,535	86,500

(二) 取得価額段階別 (新車)

(単位: 台、千円)

区分	50万円以下		50万円を超え 100万円以下のもの		100万円を超え 150万円以下のもの		150万円を超え 200万円以下のもの		200万円を超え 250万円以下のもの		250万円を超え 300万円以下のもの		300万円を超えるもの		合計	
	台数	取得価額	台数	取得価額	台数	取得価額	台数	取得価額	台数	取得価額	台数	取得価額	台数	取得価額	台数	取得価額
乗 用 車	-	-	-	261,944	738	1,666,846	564	1,547,683	2,233	11,638,001	3,675	15,114,474				
	2	-	424	577,920	705	1,518,617	66	177,482	13	46,661	2,216	4,141,706				
計	2	-	424	577,920	1,443	3,185,463	630	1,725,165	2,246	11,684,662	5,891	19,256,180				
ト ラ ク タ ン	3	-	2	2,956	18	40,858	23	62,124	709	5,770,294	757	5,884,902				
	-	-	-	-	-	-	-	-	51	625,536	51	625,536				
けん引車	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
けん引車	3	55,000	1	1,080	-	-	-	-	-	-	147	446,160				
貨客兼用車	-	-	43	56,995	23	51,228	27	74,783	99	414,831	243	683,023				
計	6	55,000	46	61,031	41	92,086	50	136,907	914	7,200,741	1,198	7,639,621				
バス	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	59	742,439				
特殊用途車	23	-	-	22,244	5	11,306	6	16,355	358	3,578,602	382	3,628,507				
合計	33	55,000	470	638,951	1,217	3,288,855	686	1,878,427	3,577	23,206,444	7,530	31,266,747				
軽四輪乗用車	-	141,453	1,077	1,449,405	1,010	2,153,225	19	49,815	-	-	6,062	10,407,004				
自四輪トラック	4	612,680	1,716	2,038,416	10	21,535	1	2,670	-	-	2,689	3,175,221				
三輪車	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
合計	4	754,133	2,793	3,487,821	1,020	2,174,760	20	52,485	-	-	8,751	13,582,225				
総計	37	809,133	3,263	4,126,772	2,509	5,463,615	706	1,930,912	3,577	23,206,444	16,281	44,848,972				

(二) 取得価額段階別 (中古車)

(単位: 台、千円)

区分	50万円以下		50万円を超え 70万円以下のもの		70万円を超え 90万円以下のもの		90万円を超え 110万円以下のもの		110万円を超え 130万円以下のもの		130万円を超え 150万円以下のもの		150万円を超えるもの		合計	
	台数	取得価額	台数	取得価額	台数	取得価額	台数	取得価額	台数	取得価額	台数	取得価額	台数	取得価額	台数	取得価額
乗用車	9,713	226,926	311	244,699	208	206,081	135	161,060	131	183,325	428	1,216,784	1,598	2,238,875		
	6,940	73,274	100	80,157	68	68,869	22	25,711	10	13,775	5	8,675	328	270,461		
計	16,653	300,200	411	324,856	276	274,950	157	186,771	141	197,100	433	1,225,459	1,926	2,509,336		
ト	1,973	28,020	25	20,970	14	14,171	5	6,135	12	17,100	78	264,004	183	350,400		
	42	550	2	1,480	-	-	-	-	-	-	2	11,520	5	13,550		
ラ	175	501	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	501		
ッ	551	8,060	9	6,978	3	3,190	3	3,856	-	-	8	18,791	36	40,875		
ク	2,741	37,131	36	29,428	17	17,361	8	9,991	12	17,100	88	294,315	225	405,326		
バス	86	2,731	1	780	-	-	1	1,275	-	-	2	4,370	9	9,156		
特殊用途車	576	10,484	2	1,646	9	9,348	1	1,140	6	8,286	22	85,710	58	116,614		
合計	20,056	350,546	450	356,710	302	301,659	167	199,177	159	222,486	545	1,609,854	2,218	3,040,432		
軽四輪乗用車	34,279	321,435	207	160,410	35	33,155	3	3,440	-	-	-	-	796	518,440		
自四輪トラック	8,551	82,765	24	19,100	2	1,940	-	-	-	-	-	-	168	103,805		
動三輪車	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
車合計	42,830	404,200	231	179,510	37	35,095	3	3,440	-	-	-	-	964	622,245		
総計	62,886	754,746	681	536,220	339	336,754	170	202,617	159	222,486	545	1,609,854	3,182	3,662,677		

(2) 種別割 (令和6年度)

(単位:台、千円)

区分	賦課					現 在				年 度 末 現 在					
	登録台数	台数	非課税のうち ③	減税の ② 免除の ④ 数及び ⑤	②数差 引課税 ③台	調 定 額 ⑥	⑤⑥のうちグリーン化税制に係るもの		登録台数 ⑪	非課税台数 ⑫	減税 免除 台数 ⑬ 及び	⑬に 身体 障害 者等 ⑭	課 税 台 数 ⑮	調 定 額 ⑯	
							重課 台数 ⑦	調 定 額 ⑧							軽課 台数 ⑨
乗 車	1,000cc以下	4	4	-	4	30	-	-	6	-	-	-	6	36	
	1,000cc超1,500cc以下	145	145	-	145	1,037	2	20	170	-	-	-	170	1,126	
	1,500 " 2,000 "	725	723	-	723	7,344	340	3,706	664	662	-	-	662	7,391	
	2,000 " 2,500 "	25	25	1	24	341	5	79	26	25	-	-	25	349	
	2,500 " 3,000 "	121	121	10	111	1,839	42	756	118	108	-	-	108	1,829	
	3,000 " 6,000 "	3	3	-	3	67	1	31	3	3	-	-	3	67	
	6,000cc超	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	小 計	1,023	1,021	11	1,010	10,658	390	4,592	987	11	-	-	974	10,798	
	用	1,000cc以下	10,699	9,944	23	431	294,707	1,509	51,155	10,095	22	408	406	9,192	286,894
		1,000cc超1,500cc以下	80,694	77,303	299	2,951	2,659,470	15,546	615,621	73,781	291	2,781	2,741	68,059	2,554,862
1,500 " 2,000 "		69,674	64,648	301	1,885	2,564,999	13,776	625,431	65,721	287	1,840	1,780	59,020	2,486,017	
2,000 " 2,500 "		24,743	22,813	117	800	1,046,510	8,159	421,820	22,910	108	759	741	20,280	1,006,397	
2,500 " 3,000 "		6,324	4,967	36	31	266,137	3,128	177,096	5,818	33	29	-	4,418	255,897	
3,000 " 6,000 "		5,727	4,938	14	4	340,797	2,318	173,972	5,342	13	4	-	4,546	328,320	
6,000cc超		50	48	-	48	5,544	13	1,659	48	48	-	-	45	5,232	
小 計		197,911	184,661	790	6,102	177,769	44,449	2,066,754	183,715	754	5,821	5,668	165,560	6,923,619	
乗 車		1,000cc以下	8,799	9,074	13	262	208,290	-	-	260	14	296	294	9,443	217,916
		1,000cc超1,500cc以下	28,675	29,410	63	672	852,035	-	-	6	76	862	859	34,844	937,716
	1,500 " 2,000 "	17,346	17,763	65	352	605,745	-	-	137	75	451	438	21,004	660,188	
	2,000 " 2,500 "	6,998	7,143	8	137	291,508	-	-	203	10	182	176	8,745	323,768	
	2,500 " 3,000 "	1,461	1,464	3	-	72,023	-	-	3	3	-	-	1,847	79,604	
	3,000 " 6,000 "	752	755	3	-	45,535	-	-	4	3	-	-	941	49,060	
	6,000cc超	14	14	-	-	1,540	-	-	-	22	-	-	22	1,879	
	小 計	64,045	65,623	155	1,423	2,076,676	-	-	613	181	1,791	1,767	76,846	2,270,131	
	計	262,979	251,305	956	7,525	242,824	44,839	2,071,346	263,520	946	7,612	7,435	243,380	9,204,548	

(注) 1. 現年課税分について作成した。

2. ⑤⑥のうちグリーン化税制に係るものについては、法附則第12条の3の規定を適用した後の額を計上した。

(単位：台、千円)

区分	賦課期日						現在						年度末現在					
	登録台数	台数	非課税のうち台数	減税の台数及び	②数差引課税台	③台数	④	⑤	⑥	⑤⑥のうちグリーン化税制に係るもの		登録台数	非課税台数	減税の台数及び	⑭に身体障害者等	課税台数	⑮	⑯
										台数	調定額							
ト	1トン以下	54	54	-	-	54	359	21	149	1	2	57	-	-	-	57	361	
	1トン超2トン以下	912	909	-	909	8,425	8,425	336	3,327	9	22	905	-	-	-	902	8,286	
	2 " 3 "	1,267	1,257	-	1,257	15,689	15,689	504	6,653	-	-	1,259	-	-	-	1,249	15,314	
	3 " 4 "	665	657	-	657	10,317	10,317	308	5,082	-	-	639	-	-	-	631	10,126	
	4 " 5 "	71	71	-	71	1,380	1,380	37	751	-	-	72	-	-	-	72	1,380	
	5 " 6 "	66	65	-	65	1,505	1,505	34	823	-	-	64	-	-	-	63	1,486	
	6 " 7 "	108	108	-	108	2,899	2,899	58	1,624	-	-	113	-	-	-	113	2,953	
	7 " 8 "	182	182	-	182	5,601	5,601	80	2,592	-	-	189	-	-	-	189	5,801	
8トン超	3,318	3,291	-	3,291	175,503	175,503	1,131	61,568	-	-	3,224	-	-	-	3,197	173,389		
ラ	1トン以下	3,808	3,472	27	3,431	29,239	29,239	2,246	19,765	1	2	3,656	12	26	4	3,280	28,727	
	1トン超2トン以下	13,026	12,593	84	12,483	152,729	152,729	8,341	105,096	-	-	12,709	27	85	15	12,169	151,017	
	2 " 3 "	4,451	4,377	10	4,367	73,003	73,003	1,957	34,443	-	-	4,541	1	10	1	4,456	73,735	
	3 " 4 "	2,682	2,584	4	2,579	55,720	55,720	1,425	32,063	-	-	2,679	4	4	1	2,576	55,534	
	4 " 5 "	293	286	-	286	7,706	7,706	165	4,620	-	-	305	-	-	-	298	7,857	
	5 " 6 "	90	90	-	90	2,844	2,844	48	1,584	-	-	88	-	-	-	88	2,888	
	6 " 7 "	189	189	-	189	7,004	7,004	111	4,274	-	-	192	-	-	-	192	7,083	
	7 " 8 "	184	182	-	182	7,779	7,779	102	4,539	-	-	190	-	-	-	188	7,685	
8トン超	714	663	2	661	41,136	41,136	373	24,099	-	-	704	-	-	-	651	41,749		
小計	32,080	31,030	127	30,862	598,838	598,838	17,277	313,052	11	26	31,586	41	127	21	30,371	595,371		

(単位：台、千円)

区分	賦課期				現在				年度末現在							
	登録台数	台数	非課税のうち台数	減税の台数及び	②数差引課税台	調定額	⑤⑥のうちグリーン化税制に係るもの		登録台数	非課税台数	減税の台数及び	に身体障害者等に	課税台数	調定額		
							台数	調定額							台数	調定額
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯
ト																
ラ																
シ																
ク																
計																

(単位：台、千円)

区分	賦課課税期日現在					年度末現在								
	登録台数	台数	② 非課税のうち 台数	④ 減税のうち 台数及び	⑤ ②数差 引課税台	⑥ 課税額	⑤⑥のうちグリーン化税制に係るもの		登録台数	⑫ 非課税台数	⑬ 減税 台数及び	⑭ に身体 の障 害を 有す る者 等	⑮ 課税 台数	⑯ 課税 額
							⑦ 台数	⑧ 課税 額						
バス	30人以下	16	4	-	12	144	-	-	12	4	-	-	8	129
	30人超40人以下	24	6	-	18	261	-	-	24	6	-	-	18	131
	40 " 50 "	16	2	-	14	245	-	-	14	2	-	-	12	158
	50 " 60 "	229	53	-	176	3,520	-	-	231	54	-	-	177	1,542
	60 " 70 "	33	5	-	27	608	-	-	35	5	1	-	29	643
	70 " 80 "	19	3	-	16	408	-	-	20	3	-	-	17	351
	80人超	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	小計	337	73	1	263	5,186	-	-	336	74	1	-	261	2,954
	30人以下	149	8	-	141	4,010	105	3,055	148	7	-	-	141	3,986
	30人超40人以下	8	-	-	8	275	6	211	6	-	-	-	6	275
	40 " 50 "	32	1	-	31	1,269	24	1,003	32	1	-	-	31	1,269
	50 " 60 "	159	5	-	154	7,194	95	4,598	164	5	-	-	159	7,227
60 " 70 "	32	1	-	31	1,631	13	722	35	1	-	-	34	1,715	
70 " 80 "	1	-	-	1	63	1	63	1	-	-	-	1	63	
80人超	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	69	
小計	381	15	-	366	14,442	244	9,652	386	14	-	-	372	14,604	
30人以下	990	63	-	853	28,400	493	17,318	974	66	48	-	-	838	27,951
30人超40人以下	35	35	-	35	1,070	21	655	33	-	1	-	-	32	976
40 " 50 "	31	7	-	20	918	15	704	29	6	3	-	-	20	906
50 " 60 "	18	16	-	15	772	14	715	18	1	-	-	-	15	782
60 " 70 "	8	7	-	7	267	7	268	7	-	-	-	-	6	261
70 " 80 "	7	4	-	3	181	1	81	7	4	-	-	-	3	181
80人超	3	3	-	3	92	2	64	5	-	-	-	-	5	93
小計	1,092	1,067	75	936	31,700	553	19,805	1,073	77	52	-	-	919	31,150
計	1,810	1,785	163	1,565	51,328	797	29,457	1,795	165	53	-	-	1,552	48,708
特種用途車	営業用	2,745	2,734	1	27	88,804	746	24,460	2,762	1	26	26	2,725	88,332
	自家用	8,579	8,336	1,618	1,225	117,927	2,518	62,045	8,647	1,619	1,212	770	5,573	117,764
	計	11,324	11,070	1,619	1,252	206,731	3,264	86,505	11,409	1,620	1,238	796	8,298	206,096
	合計	323,387	309,749	3,198	8,939	297,612	10,423,446	70,241	2,573,089	323,778	3,182	9,006	8,284,298	359,398

8. 鉱 区 税

区 分	総 鉱 区		非 課 税 鉱 区		課税対象鉱区		調 定 額
	件 数	面積又は延	件 数	面積又は延	件 数	面積又は延	
試 掘 鉱 区	石油又は天然ガス鉱区	-	-	-	-	-	-
	その他	-	-	-	-	-	-
採 掘 鉱 区	石油又は天然ガス鉱区	-	-	-	-	-	-
	その他	3	577	-	-	3	231
砂 鉱 区	法附則第13条の規定の適用を受ける鉱区	-	-	-	-	-	-
	法第180条第1項第2号に規定する鉱区	-	-	-	-	-	-
合 計	3	577	-	-	3	578	231

- (注) 1. 「総鉱区」及び「非課税鉱区」欄は、令和6年4月1日現在。
2. 「課税対象鉱区」欄は賦課期日以後において発生、消滅したものを含む。

9. 狩 猟 税

区 分		狩 猟 者 登 録 総 件 数	調 定 額
第一種銃 猟免許に 係る登録	所得割額の納付を要する者 (4,100円～16,500円)	343	3,742
	所得割額の納付を要しない者 (2,700円～11,000円)	41	259
	課税免除	49	-
網猟免許 に係る登 録	所得割額の納付を要する者 (2,000円～8,200円)	11	53
	所得割額の納付を要しない者 (1,300円～5,500円)	1	6
	課税免除	1	-
わな猟免 許に係る 登録	所得割額の納付を要する者 (2,000円～8,200円)	725	3,370
	所得割額の納付を要しない者 (1,300円～5,500円)	113	336
	課税免除	63	-
第二種銃猟免許に係る登録 (1,300円～5,500円)		54	166
合 計		1,401	7,932

10. 固 定 資 産 税

件 数	課 税 標 準 額 (A)	税 率 (B)	税 額 (A)×(B)
1	13,624,829 千円	$\frac{1.4}{100}$	190,748 千円

11. 核燃料税（法定外普通税）

価額割	取得原価(課税標準)	調 定 額
	16,967,390 千円	1,442,228 千円
出力割	熱出力(課税標準)	調 定 額
	40,584 千 k w	1,894,608 千円
核燃料物質重量割	保有重量(課税標準)	調 定 額
	878,378 k g	658,784 千円
計	—	3,995,620 千円

12. 産業廃棄物税（法定外目的税）

焼却施設	搬入量（他社排出分）	搬入量（自社排出分）	調 定 額
	33,465.081 t	6,841.629 t	32,245,344 千円
最終処分場	搬入量（他社排出分）	搬入量（自社排出分）	調 定 額
	95,229.997 t	22,567.699 t	117,797,696 千円
計	128,695.078 t	29,409.328 t	150,043,040 千円

13. 軽油引取税

(1) 軽油の引取数量

区 分	数 量
引取数量 ①	308,789 キロリットル
課税対象とならない数量 ②	32,952 "
差 引 (①-②) ③	275,837 "
欠 減 量 { 特約業者分 1/100	2,695 "
{ 元売業者分0.3/100	27 "
計 ④	2,722 "
課税標準量 (③-④) ⑤	273,115 "
その他(申告納付等)の分 ⑥	731 "
合 計 (⑤+⑥)	273,846 "

区 分	本店の数	登 録 数	事務所等の数
特別徴収義務者数等 { 元売業者	-	17	2
{ 特約業者	19	98	133
計	19	115	135
仮特約業者	-	-	-

- (注) 1. 「特別徴収義務者数」は令和7年2月末日現在で記載した。
 2. 「本店の数」は本店が本県に所在するものについてのみ記載した。
 3. 「事務所等の数」は県内に所在するものすべて記載した。

(2) 課税対象とならない軽油

(単位：キロリットル)

区 分	免税軽油使用者数等	数 量	
法第144条の5 { 輸 出	-	-	
{ 課税済	27	14,010	
小 計 (A)	27	14,010	
法第144条の6 { 石油製品製造業	-	-	
法附則第12条の7第1項 {	船舶	1,261	7,159
	自衛隊(機械等)	2	559
	鉄道用車両又は軌道用車両	-	202
	農業等	8,206	6,532
	林業等	19	473
	セメント製品製造業(生コンクリート製造業を除く)	12	176
	生コンクリート製造業	-	-
	鉱物の採掘事業	20	2,537
	とび・土工工事業	2	77
	鉱さいバラス製造業	X	31
	港湾運送業	4	352
	倉庫業	4	75
	貨物利用運送事業	-	-
	鉄道貨物積卸業	2	6
航空運送サービス業	-	8	
廃棄物処理事業	6	86	
木材加工業	7	396	
木材市場業	8	152	
パークたい肥製造業	X	103	
索道事業	-	-	
小 計 (B)	9,556	18,924	
アメリカ合衆国軍隊関係 (C)	1	18	
外国公館等の暖房用ボイラー関係 (D)	-	-	
合 計 (A)+(B)+(C)+(D)	9,584	32,952	

- (注) 「免税軽油使用者数」は令和7年2月末日現在で記載した。

14. 佐賀県工業等振興条例等による地方税の減免額

区 分	低工法等に基づく基準財政収入額の控除の対象となる減免額											
	低工法		過疎法		農工法		半島振興法		原発地域振興法		計	
	件数	税額 千円	件数	税額 千円	件数	税額 千円	件数	税額 千円	件数	税額 千円	件数	税額 千円
事業税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	3	876	-	-	3	4,265	-	-	6	5,141
不動産取得税	-	-	2	8,390	-	-	4	145,871	1	6,489	7	160,750
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
固定資産税 (特例分)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	5	9,266	-	-	7	150,136	1	6,489	13	165,891
計	-	-	5	9,266	-	-	7	150,136	1	6,489	13	165,891

(注) 令和6年度において減免の決議をしたものについて記載した。

第4 徴収状況に関する調

(表-1) 納期内収入累年比較(個人県民税、地方消費税を除く)

(単位：千円、%)

区 分	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	金額	構成比								
調 定 額	48,306,599	100.0	51,149,849	100.0	54,890,841	100.0	55,256,847	100.0	59,307,749	100.0
納 期 内 収 入 以 外	40,800,376	84.4	44,121,085	86.3	47,988,011	87.4	48,530,156	87.8	52,659,066	88.8
納 期 内 収 入	4,823,269	10.0	4,509,624	8.8	4,432,177	8.1	4,454,360	8.1	4,385,216	7.4
徴 収 猶 予 等 で ない もの	2,682,954	5.6	2,519,140	4.9	2,470,653	4.5	2,272,331	4.1	2,263,467	3.8

(表-2)

(単位：千円、%)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
整 理 未 済 額	477,046	311,819	212,744	311,339	310,388
調 定 額 に 対 する 割 合	0.99	0.61	0.39	0.56	0.52

1. 徴収状況 (個人県民税・地方消費税を除く)

(令和6年度)

(単位：千円)

区分	調定額		納期内収入額		滞納額①-②		滞納額③のうち整理済額				収入計		欠損処分額		整理未済額									
	件数	税額	件数	税額	件数	税額	任意徴収		差押徴収		件数	税額	件数	税額	件数	税額								
							うち徴収猶子等に かかるもの	うち徴収猶子等に かかるもの	うち徴収猶子等に かかるもの	うち徴収猶子等に かかるもの														
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯								
現年課税	法人県民税	27,577	2,335,048	25,385	2,287,521	-	47,527	-	1,991	-	42,520	-	74	15	238	27,396	2,330,353	-	6	87	175	4,608		
	法人事業税	26,540	25,204,723	25,521	24,996,116	-	208,607	-	963	-	196,893	-	-	2	114	26,486	25,193,123	-	-	-	54	11,600		
	個人事業税	13,164	1,128,305	10,746	948,944	-	179,361	-	2,252	-	167,120	-	511	21	1,038	13,027	1,117,613	-	-	-	137	10,692		
	不動産取得税	10,764	2,372,801	9,449	2,236,738	-	136,063	19,816	1,191	15	112,457	323	74	11	611	10,653	2,349,880	-	-	-	111	22,921		
	環境性能割	9,748	803,480	9,748	803,480	803,480	-	-	-	-	-	-	-	-	-	9,748	803,480	-	-	-	-	-	-	
	種別割	318,525	10,359,398	278,011	21,439	8,903,445	348,828	40,514	-	39,830	-	1,431,823	-	2,803	251	8,828	10,346,899	-	-	7	247	351	12,252	
	軽油引取税	1,840	8,790,444	1,526	4,502,744	-	298	4,287,700	309	293	4,081,094	4,080,996	-	-	-	-	8,583,838	-	-	-	-	5	206,606	
	その他の税	10,245	8,019,472	9,953	7,980,078	7,932	292	4	39,394	292	4	39,394	7,214	-	-	10,245	8,019,472	-	-	-	-	-	-	
	計	A	418,403	59,013,671	370,339	32,466	52,659,066	1,160,240	48,064	387	6,354,605	4,314,632	46,828	312	6,071,301	4,088,533	90	10,829	417,557	58,744,658	-	13	334	268,679
	滞納繰越分	B	1,171	294,078	-	-	-	76	294,078	396	25	236,073	51,587	99	127	5,240	622	248,010	-	-	110	4,359	439	41,709
合計	A+B	419,574	59,307,749	370,339	32,466	52,659,066	1,160,240	49,235	463	6,648,683	4,385,216	47,224	337	6,307,374	4,140,120	189	10,159	427	16,069	418,179	58,992,668	123	4,693	310,388

(注)「調定額」、「納期内収入額」欄の件数については、個人事業税は1期毎に、申告納付又は申告納入に係る税は申告書の提出、更正又は決定があったものについてそれぞれ1件として計上。

2. 徴収状況累年比較 (個人県民税・地方消費税を除く)

(単位：千円)

区分	調定額		納期内収入額		滞納額①-②		滞納額③のうち整理済額				収入計		欠損処分額		整理未済額								
	件数	税額	件数	税額	件数	税額	任意徴収		差押徴収		件数	税額	件数	税額	件数	税額							
							うち徴収猶子等に かかるもの	うち徴収猶子等に かかるもの	うち徴収猶子等に かかるもの	うち徴収猶子等に かかるもの													
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯							
25年度	417,199	43,652,635	328,095	42,965	34,118,086	551	9,534,549	5,985,576	80,421	450	8,932,975	5,719,580	575	23,898	1,134	37,203	410,225	43,112,162	-	981	30,901	5,993	509,572
26年度	408,629	46,182,347	325,985	36,923	37,214,293	501	8,968,054	5,672,109	76,013	427	8,425,458	5,399,670	452	16,604	822	26,799	403,272	45,683,154	-	581	22,138	4,776	477,055
27年度	416,216	45,942,443	338,450	45,535	36,121,680	490	9,820,763	5,453,591	72,255	415	9,429,114	5,300,107	503	20,349	929	35,316	412,137	45,606,459	-	436	14,537	3,643	321,447
28年度	421,431	47,126,226	347,341	47,814	38,737,942	489	8,388,284	5,278,471	69,427	406	8,033,465	5,142,501	484	35,964	997	35,042	418,249	46,842,413	-	401	14,798	2,781	269,015
29年度	429,449	48,209,904	359,634	53,349	40,110,635	474	8,999,269	5,175,467	65,552	365	7,624,603	4,896,818	637	26,017	1,280	45,891	427,103	47,807,146	-	264	8,510	2,082	394,248
30年度	433,687	50,932,159	367,646	56,177	42,977,099	466	7,955,060	5,105,804	62,598	385	7,551,271	4,891,345	503	19,347	934	33,063	431,681	50,580,780	-	283	18,543	1,723	332,836
R01年度	425,308	51,735,182	360,378	47,013	43,953,458	466	7,781,724	4,763,765	61,793	356	7,385,201	4,621,060	318	12,324	789	29,879	423,278	51,380,862	-	231	17,166	1,799	337,154
R02年度	410,393	48,306,599	357,506	32,533	40,800,376	476	7,506,223	4,823,269	50,160	368	6,984,036	4,586,382	445	18,143	554	21,400	408,665	47,823,955	-	162	5,598	1,566	377,046
R03年度	412,442	51,149,849	359,563	29,990	44,121,085	475	7,028,764	4,509,624	50,607	352	6,678,494	4,285,123	311	11,931	452	16,952	410,933	50,828,462	-	117	9,568	1,392	311,819
R04年度	412,482	54,890,841	361,530	28,372	47,988,011	480	6,902,830	4,432,177	49,004	367	6,652,438	4,283,359	232	7,092	417	16,721	411,183	54,664,262	-	145	13,835	1,154	212,744
R05年度	416,171	55,256,847	365,618	30,482	48,530,156	465	6,726,691	4,454,360	48,515	342	6,377,632	4,211,218	272	10,637	428	18,671	414,833	54,957,096	-	152	8,412	1,186	311,339

3. 延滞金等に関する調

(1) 延滞金等

区 分	延 滞 金	還 付 加 算 金 (充当したものを含む)
件 数	5,205	846
金 額 (千 円)	29,624	3,954

(2) 加算金

区 分	過少申告加算金		不申告加算金		重 加 算 金		合 計	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
		千円		千円		千円		千円
法 人 事 業 税	29	279	51	928	127	13,844	207	15,051
ゴ ル フ 場 利 用 税	-	-	1	85	-	-	1	85
軽 油 引 取 税	23	271	-	-	-	-	23	271
そ の 他	-	-	2	5	-	-	2	5
計	52	550	54	1,018	127	13,844	233	15,412

第5 口座振替等に関する調

1. 口座振替を通じて行われた納税

区 分	口座振替 により納 税が行わ れた件数	①の税額	当 該 年 度 の 税 収 入 額	$\frac{\text{②}}{\text{③}}$
		①		②
		千円	千円	%
法 人 県 民 税	-	-	2,332,763	0.0
個 人 事 業 税	2,091	271,644	1,125,690	24.1
法 人 事 業 税	-	-	25,208,290	0.0
ゴ ル フ 場 利 用 税	12	1,675	298,261	0.6
自 動 車 税 (種 別 割)	26,655	854,343	10,356,798	8.2
軽 油 引 取 税	66	29,536	8,789,389	0.3
そ の 他 の 県 税	-	-	10,881,476	0.0
計	28,824	1,157,199	58,992,667	2.0

(注) その他の県税は、個人県民税(均等割・所得割)及び地方消費税を除く。

第6 補助金・交付金に関する調

1. 納税貯蓄組合補助金

平成13年度から廃止

2. その他の補助金・交付金

(単位：千円)

名 称					
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
個人県民税の徴収取扱費交付金	1,267,799	1,275,099	1,273,107	1,282,821	1,298,187
ゴルフ場利用税のゴルフ場所在の市町に対する交付金	194,101	214,295	207,374	213,665	208,854
自動車取得税市町交付金	-	-	6,296	20,357	-
自動車税環境性能割市町交付金	200,725	203,149	242,713	281,265	321,981
利子割市町交付金	89,275	75,901	39,037	32,274	37,890
地方消費税市町交付金	17,761,833	19,299,549	19,997,088	19,868,822	21,506,844
配当割市町交付金	229,937	392,641	315,247	373,912	581,429
株式等譲渡所得割市町交付金	261,683	400,938	270,274	421,699	717,771
核燃料税市町交付金	450,000	450,000	450,000	450,000	510,000
法人事業税交付金	802,407	1,563,609	1,659,144	1,786,564	1,936,921

※平成29年に法人事業税交付金が創設（令和2年度から交付）

第7 徴税費・税務機構等に関する調

1. 徴 税 費

(単位：千円)

区		分	令和5年度	令和6年度	
税 収 入	予 算 額 (イ)		97,806,000	101,491,000	
	調 定 額 (ロ)		99,892,112	103,664,101	
	収 入 額 (ハ)		99,030,450	102,806,333	
徴 税 費	人 件 費	職 員 給	435,080	437,474	
		諸 手 当	超 過 勤 務 手 当	10,574	9,035
			税 務 特 別 手 当	12,272	11,591
			そ の 他 の 手 当	208,275	216,754
			小 計	231,121	237,380
	そ の 他 の 人 件 費	77,152	85,761		
	計 (A)		743,353	760,615	
	需 用 費	旅 費 (B)	3,289	3,116	
		需 用 費	43,607	42,207	
		通 信 運 搬 費	33,918	34,429	
備 品 費		0	0		
そ の 他		538,266	634,525		
計 (C)		615,791	711,161		
費	個 人 県 民 税 徴 収 取 扱 費	納 税 義 務 者 数 分	1,235,565	1,242,726	
		振 込 金 額 分	13	3	
		そ の 他	47,242	55,459	
		小 計	1,282,820	1,298,188	
	地 方 消 費 税	48,633	51,093		
	納 税 貯 蓄 組 合 補 助 金	0	0		
	特 別 徴 収 義 務 者 に 対 す る 交 付 金 等	ゴ ル フ 場 利 用 税	0	0	
		軽 油 引 取 税	221,186	224,682	
		小 計	221,186	224,682	
	そ の 他	6,928	7,132		
計 (D)		1,559,567	1,581,095		
合 計 (A)+(B)+(C)+(D) (ニ)		2,922,000	3,055,987		
税 収 入 に 対 す る 徴 税 費 の 割 合	対 予 算 額 (ニ)/(イ)	2.99%	3.01%		
	対 調 定 額 (ニ)/(ロ)	2.93%	2.95%		
	対 収 入 額 (ニ)/(ハ)	2.95%	2.97%		
徴 税 吏 員 等 数	吏 員	124	126		
	嘱 託	0	0		
	計 (ホ)	124人	126人		
	会 計 年 度 任 用 職 員 等	36	31		
徴 税 吏 員 1 人 当 た り 徴 税 額 (ハ)/(ホ)		798,633	815,923		
徴 税 吏 員 1 人 当 た り 徴 税 費	人 件 費 (含 む 旅 費) (A)+(B)/(ホ)	6,021	6,061		
	物 件 費 (含 徴 収 取 扱 費 等) (C)+(D)/(ホ)	17,543	18,193		
	計 (ニ)/(ホ)	23,565	24,254		
事 務 所 数	税 務 事 務 の み を 所 管 す る 事 務 所 数	3 所	3 所		
	〃 を 併 せ て 〃	0 所	0 所		
	計	3 所	3 所		

2. 税務機構等（令和6年4月1日現在）

税政課

担 当 名	分 掌 事 務
税務政策担当	<ol style="list-style-type: none"> 1 政策提案に関する事 2 税に係る調査研究等に関する事 3 例規の制定改廃、審査請求・税務訴訟に関する事 4 新税に関する事 5 ふるさと納税に関する事 6 県議会に関する事 7 税務職員研修に関する事 8 徴税吏員証に関する事 9 県税のしおりに関する事 10 税理士法に関する事 11 自動車登録ナンバー変更に関する事 12 納税通知書の有料広告に関する事
管理・徴収担当	<ol style="list-style-type: none"> 1 歳入歳出予算・決算に関する事 2 納税・収納事務・徴収対策に関する事 3 自動車税に関する事 4 個人県民税に関する事 5 森林環境税・森林環境譲与税に関する事 6 収入見込みに関する事 7 税務広報に関する事 8 租税教育に関する事 9 各種統計事務に関する事 10 総務事務・旅費事務・報酬に関する事 11 会計年度任用職員に関する事 12 備品管理に関する事
課税担当	<ol style="list-style-type: none"> 1 法人県民税・法人事業税に関する事 2 個人事業税に関する事 3 不動産取得税に関する事 4 県たばこ税に関する事 5 ゴルフ場利用税に関する事 6 鉦区税に関する事 7 固定資産税に関する事 8 狩猟税に関する事 9 核燃料税に関する事 10 産業廃棄物税に関する事 11 地方消費税の清算に関する事 12 地方譲与税に関する事 13 徴収取扱費に関する事 14 課税免除の総務省検収に関する事
電算担当	<ol style="list-style-type: none"> 1 電算システム維持管理に関する事 2 電算システム改修に関する事 3 滞納整理支援システムに関する事 4 地方税共同機構に関する事
市町税政担当	<ol style="list-style-type: none"> 1 市町税政に関する事 2 地方交付税交付金（基準財政収入額）に関する事 3 地方特例交付金等に関する事 4 市町ふるさと納税に関する事

佐賀県税事務所

課名	担当名	分掌事務
総務課	-	<ul style="list-style-type: none"> ・ 服務、文書、庶務、会計、広報、総合調整、総合庁舎の管理 ・ 庁舎内各事務所との連絡調整
課税第一課	直税担当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人三税、個人事業税、鉦区税、核燃料税の賦課及び減免
	不動産取得税担当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不動産取得税の賦課及び減免
課税第二課	間税担当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 軽油引取税、ゴルフ場利用税、産業廃棄物税、たばこ税、狩猟税の賦課及び減免
	調査担当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人二税、自動車税種別割、軽油引取税等の調査
自動車税課	-	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自動車登録時の自動車税種別割、自動車税環境性能割の賦課、証紙徴収及び減免
納税課	納税管理担当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人県民税、自動車税種別割の賦課徴収及び減免、県民税利子割等の賦課徴収、徴収の争訟、報償金の交付、市町交付金事務
	収納管理担当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 徴収金の収納及び決算、過誤納金の還付及び充当、納税証明書の交付、口座振替、徴収の囑託及び受託
	滞納整理第一担当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県税徴収金の徴収及び滞納整理 (佐賀市、神崎市、基山町、吉野ヶ里町、みやき町、上峰町、福岡県(久留米市除く)、県外(北海道、関東、東北、九州地区))
	滞納整理第二担当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 〃 (佐賀市、鳥栖市、多久市、小城市、福岡県久留米市、県内管外、県外(中部・近畿・中国・四国・九州地区))
	個人住民税徴収対策担当	<p>個人住民税及び市町村税の滞納整理、滞納整理事務に関する市町への支援等を以下の3方式で実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県税派遣方式 (小城市、みやき町の派遣職員を佐賀県税事務所納税課で受け入れ、県職員と共同で滞納整理) ・ 直接徴収方式 (鳥栖市、神崎市から引き受けた滞納案件を、県職員が滞納整理を行う) ・ 随時支接受入方式 (県職員が多久市、吉野ヶ里町、上峰町の要望を調整し、滞納整理の支援、助言等を実施)

唐津県税事務所

課名	担当名	分掌事務
総務課	-	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公印管守、服務規律、文書事務、総合調整 ・ 県税広報、県税領収書の保管交付、徴税吏員証の管理 ・ 総務事務、予算・決算事務 ・ 総合庁舎の管理、職員駐車場の使用承認及び使用料の徴収 ・ 職員宿舎の管理・入居・退去承認及び入居料の徴収
課税課	課税担当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県税（法人の県民税、事業税、不動産取得税、鉱区税、ゴルフ場利用税、軽油引取税、産業廃棄物税並びにこれらに係る過少申告加算金、不申告加算金及び重加算金）の賦課及び減免 ・ 課税標準に係る調査 ・ 賦課に係る争訟 ・ 免税軽油使用者証及び免税証の交付
納税課	特別滞納整理 対策担当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人住民税徴収金の徴収及び滞納処分 ・ 市町指導
	滞納整理担当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 徴収金（個人県民税除く）の徴収及び滞納処分 ・ 徴収金の欠損処分 ・ 徴収に係る争訟 ・ 自動車抹消登録の指導 ・ 自動車税の身障減免
	収納管理担当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 徴収金（個人県民税除く）の収納、督促状の発付、納税の猶予、過誤納金の還付充当 ・ 納税証明書の交付 ・ 軽油取引税報償金、産業廃棄物税報償金の交付 ・ 利子割に係る事務 ・ 徴収金の決算事務 ・ 県税に係る統計 ・ 徴収の囑託及び受託 ・ 個人県民税に係る事務 ・ 自動車税の賦課及び減免（身障減免を除く）

武雄県税事務所

課名	担当名	分掌事務
総務課	-	<ul style="list-style-type: none"> ・公印の管理、服務規律、文書收受、給与事務、総合調整 ・県税広報の企画調整、徴税・検税吏員証の管理、税理士法事務、差押物件の保管、県税領収書の保管交付 ・総合庁舎の維持管理、庁舎内各事務所との連絡調整 ・職員宿舍の維持管理、入退去承認、入居料の徴収 ・その他他課の所掌に属さない事項
課税課	課税第一担当	<ul style="list-style-type: none"> ・個人事業税の賦課 ・不動産取得税以外の調定 ・免税軽油使用者証及び免税証の交付、免税軽油に関する調査 ・審査請求に関する事務、法人三税の申告指導等、地縁団体等の調査受付
	課税第二担当	<ul style="list-style-type: none"> ・不動産取得税（承継・建築）の賦課・調定 ・要調査分に関する事務 ・生前一括贈与に関する事務 ・近代化資金・農地保有公社に関する事務 ・審査請求に関する事務
納税課	特別滞納整理対策担当	<ul style="list-style-type: none"> ・徴収金の徴収、滞納整理に関する事務 ・市町指導
	滞納整理担当	<ul style="list-style-type: none"> ・徴収金（個人県民税を除く）の徴収、滞納処分 ・自動車税の賦課及び減免 ・宛名管理事務、徴収管理事務 ・県税決算、収入見込、欠損処分 ・財産調査、差押財産公売、インターネット公売 ・各種統計処理
	収納管理担当	<ul style="list-style-type: none"> ・徴収金の収納、過誤納金の還付充当及び決算事務 ・納税証明発行及び督促状・延滞金催告書の発付 ・納税の猶予 ・軽油引取税及び産業廃棄物税に係る報償金の交付

第8 税制等に関する調

1. 税率等に関する調（令和6年度）

税 目	税 率 等
個人県民税	<p>1. 均等割 税率 1,500円（森林環境税500円含む）</p> <p>2. 所得割 税率 4% （前年の所得金額－①所得控除）×4%－②税額控除額</p> <p>① 所得控除</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 雑損控除（a又はbのうちいずれか多い額） <ul style="list-style-type: none"> a （前年中の損失額－保険金等による補てん額）－前年中の総所得金額の合計額×1/10 b 災害関連支出の金額－5万円 ○ 医療費控除（200万円が限度） （前年中の医療費支出額－保険金等による補てん額）－{前年中の総所得金額の合計額×5/100（10万円超の場合は10万円）} ○ 社会保険料控除・小規模企業共済等掛金控除 前年中に支払った額 ○ 生命保険料控除・個人年金保険料控除・介護医療保険料控除（7万円が限度） (ア) 平成24年1月1日以後加入 前年中に支払った保険料 <ul style="list-style-type: none"> 12,000円以下 ……………全額 12,000円超～32,000円以下……………支払保険料×1/2＋6,000円 32,000円超～56,000円以下…………… ” ×1/4＋14,000円 56,000円超 ……………28,000円 (イ) 平成23年12月31日以前加入 前年中に支払った保険料 <ul style="list-style-type: none"> 15,000円以下 ……………全額 15,000円超～40,000円以下……………支払保険料×1/2＋7,500円 40,000円超～70,000円以下…………… ” ×1/4＋17,500円 70,000円超 ……………35,000円 (ウ) (ア)と(イ)の双方を支払った場合 (ア)+(イ)（上限28,000円）と(イ)のいずれか大きい額をそれぞれ(ア)と(イ)により計算した金額の合計額（7万円が限度） ○ 地震保険料控除 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 地震保険料のみの場合 前年中に支払った保険料 <ul style="list-style-type: none"> 50,000円以下……………支払保険料×1/2 50,000円超 ……………25,000円 (イ) 旧長期損害保険契約のみの場合 前年中に支払った保険料 <ul style="list-style-type: none"> 5,000円以下 ……………全額 5,000円超～15,000円以下……………支払保険料×1/2＋2,500円 15,000円超 ……………10,000円 (ウ) (ア)と(イ)の双方を支払った場合 それぞれ(ア)と(イ)により計算した金額の合計額（2万5千円が限度） ○ 障害者控除 26万円（特別障害者30万円） ○ 寡婦控除 26万円 ○ ひとり親控除 30万円 ○ 勤労学生控除 26万円 ○ 配偶者控除 <ul style="list-style-type: none"> 一般の配偶者 33万円 老人（70才以上）の配偶者 38万円 ○ 配偶者特別控除 0～33万円 ○ 扶養控除 <ul style="list-style-type: none"> 一般の扶養親族 33万円 老人（70才以上）の扶養親族 38万円 特定扶養親族（19才～23才未満） 45万円 同居老親（70才以上）等の扶養親族 45万円

税 目	税 率 等
個人県民税	<p>○ 基礎控除 合計所得金額が 2,400万円以下 ……………43万円 2,400万円超2,450万円以下 ……………29万円 2,450万円超2,500万円以下 ……………15万円 2,500万円超 ……………適用なし</p> <p>②税額控除 ○寄附金税額控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、外国税額控除等 ～ 寄附金控除 ～ (1) 基本控除 以下に掲げる寄附金について次の金額を税額控除 控除額 = (寄附金額-2千円) × 4% ただし、控除される寄附金額は総所得金額の30%を上限 ※対象となる寄附金 (ア) 都道府県又は市区町村に対する寄附金 (イ) 佐賀県共同募金会又は日本赤十字社佐賀県支部に対する寄附金 (ウ) 所得税の寄附金控除の対象となる寄附金のうち佐賀県県税条例で指定したもの (2) 特例控除 (1) の (ア) の寄附金については、(1) の基本控除に加え、次の金額を税額控除 控除額 = (寄附金額-2千円) × (90%-所得税の限界税率×1.021) ただし、個人県民税所得割額の20%を上限</p> <p>③令和6年度分の個人住民税に係る定額減税 ○ 令和6年度の個人住民税の納税義務者のうち、前年の合計所得が1,805万円以下 (給与収入2,000万円以下に相当) の人が対象。 納税義務者本人および控除対象配偶者・扶養親族1人につき、令和6年度の個人住民税 1万円が減税される。 なお、減税はすべての税額控除を行った後の所得割額から行う。</p>
配 当 割	<p>1. 課税標準 支払いを受けるべき配当等の額</p> <p>2. 税率 100分の5</p>
株 式 等 譲渡所得割	<p>1. 課税標準 支払いを受けるべき上場株式等の譲渡益の額</p> <p>2. 税率 100分の5</p>

税 目	税 率 等												
法人県民税	1. 均等割												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="331 230 1027 293">法人等の区分</th> <th data-bbox="1027 230 1401 293">税率（年額） H20. 4. 1以後（森林環境税含む）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="331 293 1027 421">① 資本金等の額が50億円を超える法人 （保険業法に規定する相互会社以外の法人で、資本金等の額又は出資金額を有しないもの及び公共法人等を除く。②から④までにおいて同じ。）</td> <td data-bbox="1027 293 1401 421">840,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="331 421 1027 454">② 資本金等の額が10億円を超え50億円以下である法人</td> <td data-bbox="1027 421 1401 454">567,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="331 454 1027 488">③ 資本金等の額が1億円を超え10億円以下である法人</td> <td data-bbox="1027 454 1401 488">136,500円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="331 488 1027 521">④ 資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下である法人</td> <td data-bbox="1027 488 1401 521">52,500円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="331 521 1027 555">⑤ 上記に掲げる法人以外の法人等</td> <td data-bbox="1027 521 1401 555">21,000円</td> </tr> </tbody> </table>	法人等の区分	税率（年額） H20. 4. 1以後（森林環境税含む）	① 資本金等の額が50億円を超える法人 （保険業法に規定する相互会社以外の法人で、資本金等の額又は出資金額を有しないもの及び公共法人等を除く。②から④までにおいて同じ。）	840,000円	② 資本金等の額が10億円を超え50億円以下である法人	567,000円	③ 資本金等の額が1億円を超え10億円以下である法人	136,500円	④ 資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下である法人	52,500円	⑤ 上記に掲げる法人以外の法人等	21,000円
法人等の区分	税率（年額） H20. 4. 1以後（森林環境税含む）												
① 資本金等の額が50億円を超える法人 （保険業法に規定する相互会社以外の法人で、資本金等の額又は出資金額を有しないもの及び公共法人等を除く。②から④までにおいて同じ。）	840,000円												
② 資本金等の額が10億円を超え50億円以下である法人	567,000円												
③ 資本金等の額が1億円を超え10億円以下である法人	136,500円												
④ 資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下である法人	52,500円												
⑤ 上記に掲げる法人以外の法人等	21,000円												
注）均等割に係る資本金等の額については、『資本金等の額（無償増減資等を加減算した額）』と『資本金に資本準備金を加算した額』を比較し、いずれか多い額を資本金等の額とします。													
佐賀県 森林環境税	2. 法人税割												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="331 1070 970 1133" rowspan="2">法人等の区分</th> <th colspan="2" data-bbox="970 1070 1401 1133">税率（事業開始年度別の年額）</th> </tr> <tr> <th data-bbox="970 1133 1187 1196">H26. 10. 1～ R1. 9. 30</th> <th data-bbox="1187 1133 1401 1196">R1. 10. 1以後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="331 1196 970 1384">① 資本金の額又は出資金額が1億円以下（法人でない社団又は財団で代表者の定めがあり、かつ、収益事業を行うものを含む。）で、かつ、課税標準（分割法人の場合は関係都道府県に分割される前の課税標準）となる法人税額が年1,000万円以下の法人</td> <td data-bbox="970 1196 1187 1384">3.2%</td> <td data-bbox="1187 1196 1401 1384">1.0%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="331 1384 970 1458">② 上記以外の法人及び保険業法に規定する相互会社</td> <td data-bbox="970 1384 1187 1458">4.0%</td> <td data-bbox="1187 1384 1401 1458">1.8%</td> </tr> </tbody> </table>	法人等の区分	税率（事業開始年度別の年額）		H26. 10. 1～ R1. 9. 30	R1. 10. 1以後	① 資本金の額又は出資金額が1億円以下（法人でない社団又は財団で代表者の定めがあり、かつ、収益事業を行うものを含む。）で、かつ、課税標準（分割法人の場合は関係都道府県に分割される前の課税標準）となる法人税額が年1,000万円以下の法人	3.2%	1.0%	② 上記以外の法人及び保険業法に規定する相互会社	4.0%	1.8%	
法人等の区分	税率（事業開始年度別の年額）												
	H26. 10. 1～ R1. 9. 30	R1. 10. 1以後											
① 資本金の額又は出資金額が1億円以下（法人でない社団又は財団で代表者の定めがあり、かつ、収益事業を行うものを含む。）で、かつ、課税標準（分割法人の場合は関係都道府県に分割される前の課税標準）となる法人税額が年1,000万円以下の法人	3.2%	1.0%											
② 上記以外の法人及び保険業法に規定する相互会社	4.0%	1.8%											
県民税利子割	1. 納税義務者 県民税均等割の納税義務者												
	2. 税率 ① 個人 年額500円（個人県民税均等割に加算） ② 法人（法人県民税均等割に加算） <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="343 1205 874 1238">資本金等の額</th> <th data-bbox="874 1205 1337 1238">加算額（年額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="343 1238 874 1272">50億円を超える法人</td> <td data-bbox="874 1238 1337 1272">40,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="343 1272 874 1305">10億円を超え50億円以下の法人</td> <td data-bbox="874 1272 1337 1305">27,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="343 1305 874 1339">1億円を超え10億円以下の法人</td> <td data-bbox="874 1305 1337 1339">6,500円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="343 1339 874 1373">1千万円を超え1億円以下の法人</td> <td data-bbox="874 1339 1337 1373">2,500円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="343 1373 874 1406">上記以外の法人</td> <td data-bbox="874 1373 1337 1406">1,000円</td> </tr> </tbody> </table>		資本金等の額	加算額（年額）	50億円を超える法人	40,000円	10億円を超え50億円以下の法人	27,000円	1億円を超え10億円以下の法人	6,500円	1千万円を超え1億円以下の法人	2,500円	上記以外の法人
資本金等の額	加算額（年額）												
50億円を超える法人	40,000円												
10億円を超え50億円以下の法人	27,000円												
1億円を超え10億円以下の法人	6,500円												
1千万円を超え1億円以下の法人	2,500円												
上記以外の法人	1,000円												
	1. 課税標準 支払いを受けるべき利子等の額 2. 税率 100分の5												

税 目	税 率 等
個人事業税	<p>1. 課税標準</p> <p>① 前年中における個人の事業の所得による。</p> <p>② ①の課税標準の算定について次の控除がある。</p> <p>ア 事業専従者控除</p> <ul style="list-style-type: none"> ・青色事業専従者 支払った給与の額 ・白色事業専従者 次のa又はbのうちいずれか少ない金額 <ul style="list-style-type: none"> a 専従者1人について50万円（配偶者については86万円） b 専従者控除前の所得金額 専従者の数+1 <p>イ 損失の繰越控除（青色申告に限る。）</p> <p>ウ 被災事業用資産の損失の繰越控除</p> <p>エ 事業用資産の譲渡損失の控除</p> <p>オ 事業用資産の譲渡損失の繰越控除（青色申告に限る。）</p> <p>カ 事業主控除 年290万円</p> <p>2. 税率</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 第一種事業 100分の5 ② 第二種事業 100分の4 ③ 第三種事業（④に掲げるものを除く） 100分の5 ④ 第三種事業のうち、あん摩・はり・きゅう等の医業に類する事業及び装蹄師業 100分の3
地方消費税	<p>1. 課税標準</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国内取引（譲渡割）については、消費税の課税標準に対する消費税額から課税仕入れ等に係る消費税額を控除した後の消費税額 ○ 保税地域からの課税貨物の引取り（貨物割）については、保税地域からの課税貨物の引取りにつき課される消費税額 <p>2. 税率</p> <p>消費税額の78分の22（消費税率換算で100分の2.2、軽減税率は100分の1.76）</p>

税 目	税 率 等																																								
地方法人特別税 1. 納税義務者 法人事業税（所得割又は収入割）の納税義務者 2. 税率	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th rowspan="2">法 人 の 種 類</th> <th rowspan="2">課税標準</th> <th colspan="3">事業年度の開始時期</th> </tr> <tr> <th>H26.10.1 ～ H27.3.31</th> <th>H27.4.1 ～ H28.3.31</th> <th>H28.4.1 ～ R1.9.30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>付加価値額、資本金等の額及び所得を課税の基礎とするもの</td> <td>外形標準課税対象法人</td> <td>所得割額</td> <td>67.4%</td> <td>93.5%</td> <td>414.2%</td> </tr> <tr> <td>所得を課税の基礎とするもの</td> <td>普通法人（上記以外） 特別法人</td> <td>所得割額</td> <td colspan="3">43.2%</td> </tr> <tr> <td>収入金額を課税の基礎とするもの</td> <td>電気供給業、ガス供給業、保険業及び貿易保険業を行う法人</td> <td>収入割額</td> <td colspan="3">43.2%</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	法 人 の 種 類	課税標準	事業年度の開始時期			H26.10.1 ～ H27.3.31	H27.4.1 ～ H28.3.31	H28.4.1 ～ R1.9.30	付加価値額、資本金等の額及び所得を課税の基礎とするもの	外形標準課税対象法人	所得割額	67.4%	93.5%	414.2%	所得を課税の基礎とするもの	普通法人（上記以外） 特別法人	所得割額	43.2%			収入金額を課税の基礎とするもの	電気供給業、ガス供給業、保険業及び貿易保険業を行う法人	収入割額	43.2%						※ 平成20年10月1日以降開始する事業年度分より課税									
区 分	法 人 の 種 類				課税標準	事業年度の開始時期																																			
		H26.10.1 ～ H27.3.31	H27.4.1 ～ H28.3.31	H28.4.1 ～ R1.9.30																																					
付加価値額、資本金等の額及び所得を課税の基礎とするもの	外形標準課税対象法人	所得割額	67.4%	93.5%	414.2%																																				
所得を課税の基礎とするもの	普通法人（上記以外） 特別法人	所得割額	43.2%																																						
収入金額を課税の基礎とするもの	電気供給業、ガス供給業、保険業及び貿易保険業を行う法人	収入割額	43.2%																																						
特別法人事業税 1. 納税義務者 法人事業税（所得割又は収入割）の納税義務者 2. 税率	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th rowspan="2">法 人 の 種 類</th> <th rowspan="2">課税標準</th> <th colspan="3">事業年度の開始時期</th> </tr> <tr> <th>R1.10.1 ～ R2.3.31</th> <th>R2.4.1 ～ R4.3.31</th> <th>R4.4.1 ～</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>付加価値額、資本金等の額及び所得を課税の基礎とするもの</td> <td>外形標準課税対象法人</td> <td rowspan="3">所得割額</td> <td colspan="3">260%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">所得を課税の基礎とするもの</td> <td>普通法人（上記以外）</td> <td colspan="3">37%</td> </tr> <tr> <td>特別法人</td> <td colspan="3">34.5%</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">収入金額を課税の基礎とするもの</td> <td>電気供給業（発電・小売事業に係るもの）</td> <td rowspan="3">収入割額</td> <td>30%</td> <td colspan="2">40%</td> </tr> <tr> <td>特定ガス供給業</td> <td colspan="2" rowspan="2">62.5%</td> </tr> <tr> <td>上記以外の電気供給業、導管ガス供給業、保険業及び貿易保険業を行う法人</td> <td colspan="2">30%</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	法 人 の 種 類	課税標準	事業年度の開始時期			R1.10.1 ～ R2.3.31	R2.4.1 ～ R4.3.31	R4.4.1 ～	付加価値額、資本金等の額及び所得を課税の基礎とするもの	外形標準課税対象法人	所得割額	260%			所得を課税の基礎とするもの	普通法人（上記以外）	37%			特別法人	34.5%			収入金額を課税の基礎とするもの	電気供給業（発電・小売事業に係るもの）	収入割額	30%	40%		特定ガス供給業	62.5%		上記以外の電気供給業、導管ガス供給業、保険業及び貿易保険業を行う法人	30%					※ 令和元年10月1日以降開始する事業年度分より課税
区 分	法 人 の 種 類				課税標準	事業年度の開始時期																																			
		R1.10.1 ～ R2.3.31	R2.4.1 ～ R4.3.31	R4.4.1 ～																																					
付加価値額、資本金等の額及び所得を課税の基礎とするもの	外形標準課税対象法人	所得割額	260%																																						
所得を課税の基礎とするもの	普通法人（上記以外）		37%																																						
	特別法人		34.5%																																						
収入金額を課税の基礎とするもの	電気供給業（発電・小売事業に係るもの）	収入割額	30%	40%																																					
	特定ガス供給業		62.5%																																						
	上記以外の電気供給業、導管ガス供給業、保険業及び貿易保険業を行う法人				30%																																				
不動産取得税 1. 課税標準 不動産を取得した時における不動産の価格 2. 主な課税標準の特例 ① 住宅を新築した場合 その住宅が一定の要件を満たす場合に限り、価格から1,200万円を控除する。 （新築の認定長期優良住宅の取得で一定の要件を満たす場合は1,300万円） ② 既存の中古住宅を取得した場合 当該住宅及び当該取得が一定の要件を満たす場合に限り、価格からその住宅が新築された時に施行されていた新築住宅に係る控除額を価格から控除する。 3. 免税点 ・土地 10万円未満 ・家屋 ① 建築に係るもの 1戸につき23万円未満 ② その他のもの 1戸につき12万円未満 4. 税率 100分の4（ただし、取得時期によって下表のとおり）	<table border="1"> <thead> <tr> <th>取得時期 \ 取得不動産</th> <th>土 地</th> <th>住 宅</th> <th>住宅以外の家屋</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H18.4.1～R8.3.31</td> <td colspan="2">3%</td> <td>4%</td> </tr> <tr> <td>H15.4.1～H18.3.31</td> <td colspan="3">3%</td> </tr> <tr> <td>H15.3.31以前</td> <td>4%</td> <td>3%</td> <td>4%</td> </tr> </tbody> </table>	取得時期 \ 取得不動産	土 地	住 宅	住宅以外の家屋	H18.4.1～R8.3.31	3%		4%	H15.4.1～H18.3.31	3%			H15.3.31以前	4%	3%	4%																								
取得時期 \ 取得不動産	土 地	住 宅	住宅以外の家屋																																						
H18.4.1～R8.3.31	3%		4%																																						
H15.4.1～H18.3.31	3%																																								
H15.3.31以前	4%	3%	4%																																						

税 目	税 率 等																																					
不動産取得税	5. 主な減額 課税標準の特例の対象となる新築又は中古の住宅の用に供する土地の取得に対しては、税額から45,000円又は土地1㎡当たりの評価額に当該住宅の床面積の2倍の面積(200㎡を限度)に税率を乗じて得た額のいずれか高い額を減額する。																																					
県たばこ税	1. 課税標準 製造たばこの製造者、特定販売業者又は卸売販売業者が小売販売業者に売渡したたばこの本数 2. 税率 1,000本につき1,070円																																					
ゴルフ場 利用 税	1. 納税義務者 ゴルフ場の利用者 2. 税率 1級 1人1日につき 1,200円 2級 " " 1,100円 3級 " " 950円 4級 " " 800円 5級 " " 650円 6級 " " 500円 7級 " " 400円 8級 " " 200円 <注>税率の特例 ○非課税 【年少者等の利用】 ・18歳未満の者 ・70歳以上の者 ・法第23条第1項第10号に規定する障害者(前2号に掲げる者を除く。) 【国民スポーツ大会等の場合】 ・国民スポーツ大会のゴルフ競技に参加する選手が当該大会のゴルフ競技として利用(本県の最終予選会、公式練習を含む)をする場合 ・学校の授業、公認の課外活動で利用する学生、生徒及び引率する教員が利用する場合 ・国際競技大会のゴルフ競技に参加する選手が当該大会のゴルフ競技として利用(公式練習を含む)をする場合 ○軽減 ・公益財団法人日本ゴルフ協会及び九州ゴルフ連盟が主催する競技会で料金が2割以上軽減されているときは1/2軽減 ・早朝等の利用で料金が5割以上軽減されているときは1/2軽減																																					
自動車税 種別割	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">自 動 車 の 区 分</th> <th colspan="2">税 率 (年 額:円)</th> </tr> <tr> <th>営 業 用</th> <th>自 家 用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="9">1. 乗用車</td> <td>総排気量 1ℓ以下及び電気自動車</td> <td>7,500</td> <td>29,500 (25,000)</td> </tr> <tr> <td>" 1ℓ超 1.5ℓ以下</td> <td>8,500</td> <td>34,500 (30,500)</td> </tr> <tr> <td>" 1.5ℓ超 2ℓ以下</td> <td>9,500</td> <td>39,500 (36,000)</td> </tr> <tr> <td>" 2ℓ超 2.5ℓ以下</td> <td>13,800</td> <td>45,000 (43,500)</td> </tr> <tr> <td>" 2.5ℓ超 3ℓ以下</td> <td>15,700</td> <td>51,000 (50,000)</td> </tr> <tr> <td>" 3ℓ超 3.5ℓ以下</td> <td>17,900</td> <td>58,000 (57,000)</td> </tr> <tr> <td>" 3.5ℓ超 4ℓ以下</td> <td>20,500</td> <td>66,500 (65,500)</td> </tr> <tr> <td>" 4ℓ超 4.5ℓ以下</td> <td>23,600</td> <td>76,500 (75,500)</td> </tr> <tr> <td>" 4.5ℓ超 6ℓ以下</td> <td>27,200</td> <td>88,000 (87,000)</td> </tr> <tr> <td>" 6ℓ超</td> <td>40,700</td> <td>111,000 (110,000)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※自家用乗用車に係る()内の税額については、令和元年10月1日以後に新車新規登録を受けたものに限ります。</p>	自 動 車 の 区 分		税 率 (年 額:円)		営 業 用	自 家 用	1. 乗用車	総排気量 1ℓ以下及び電気自動車	7,500	29,500 (25,000)	" 1ℓ超 1.5ℓ以下	8,500	34,500 (30,500)	" 1.5ℓ超 2ℓ以下	9,500	39,500 (36,000)	" 2ℓ超 2.5ℓ以下	13,800	45,000 (43,500)	" 2.5ℓ超 3ℓ以下	15,700	51,000 (50,000)	" 3ℓ超 3.5ℓ以下	17,900	58,000 (57,000)	" 3.5ℓ超 4ℓ以下	20,500	66,500 (65,500)	" 4ℓ超 4.5ℓ以下	23,600	76,500 (75,500)	" 4.5ℓ超 6ℓ以下	27,200	88,000 (87,000)	" 6ℓ超	40,700	111,000 (110,000)
自 動 車 の 区 分				税 率 (年 額:円)																																		
		営 業 用	自 家 用																																			
1. 乗用車	総排気量 1ℓ以下及び電気自動車	7,500	29,500 (25,000)																																			
	" 1ℓ超 1.5ℓ以下	8,500	34,500 (30,500)																																			
	" 1.5ℓ超 2ℓ以下	9,500	39,500 (36,000)																																			
	" 2ℓ超 2.5ℓ以下	13,800	45,000 (43,500)																																			
	" 2.5ℓ超 3ℓ以下	15,700	51,000 (50,000)																																			
	" 3ℓ超 3.5ℓ以下	17,900	58,000 (57,000)																																			
	" 3.5ℓ超 4ℓ以下	20,500	66,500 (65,500)																																			
	" 4ℓ超 4.5ℓ以下	23,600	76,500 (75,500)																																			
	" 4.5ℓ超 6ℓ以下	27,200	88,000 (87,000)																																			
" 6ℓ超	40,700	111,000 (110,000)																																				

税 目	税 率 等					
	自 動 車 の 区 分		税 率 (年 額:円)			
自 動 車 税 種 別 割			営 業 用	自 家 用		
	(前頁からの続き)					
2. トラック	最大積載量	1 t 以下	6,500	8,000		
	"	1 t 超 2 t 以下	9,000	11,500		
	"	2 t 超 3 t 以下	12,000	16,000		
	"	3 t 超 4 t 以下	15,000	20,500		
	"	4 t 超 5 t 以下	18,500	25,500		
	"	5 t 超 6 t 以下	22,000	30,000		
	"	6 t 超 7 t 以下	25,500	35,000		
	"	7 t 超 8 t 以下	29,500	40,500		
	"	8 t 超 9 t 以下	34,200	46,800		
	"	9 t 超 10 t 以下	38,900	53,100		
	"	10 t 超 (1 t 未満の端数は1 t)	[(t 数-10) × 4,700] + 38,900	[(t 数-10) × 6,300] + 53,100		
	けん引車	小 型		7,500	10,200	
		普 通		15,100	20,600	
	被けん引車	小 型		3,900	5,300	
		普 通	8 t 以下	7,500	10,200	
8 t 超 9 t 以下			11,300	15,300		
9 t 超 10 t 以下			15,100	20,400		
	10 t 超 (1 t 未満の端数は1 t)	[(t 数-10) × 3,800] + 15,100	[(t 数-10) × 5,100] + 20,400			
乗車定員4人以上で乗用車に準ずるもの(貨客兼用車)	総排気量1ℓ以下及び電気自動車		トラックの税額に加算 3,700	トラックの税額に加算 5,200		
	" 1ℓ超 1.5ℓ以下		" 4,700	" 6,300		
	" 1.5ℓ超		" 6,300	" 8,000		
3. バス			一 般 乗合用	そ の 他	通 学 通 園	そ の 他
	乗車定員	30人以下	12,000	26,500	12,000	33,000
	"	30人超 40人以下	14,500	32,000	14,500	41,000
	"	40人超 50人以下	17,500	38,000	17,500	49,000
	"	50人超 60人以下	20,000	44,000	20,000	57,000
	"	60人超 70人以下	22,500	50,500	22,500	65,500
	"	70人超 80人以下	25,500	57,000	25,500	74,000
	"	80人超	29,000	64,000	29,000	83,000
4. 三輪の小型自動車	けん引車又は被けん引車		3,900		5,300	
	けん引車又は被けん引車以外のもの		4,500		6,000	

税 目	税 率 等			
	自 動 車 の 区 分		税 率 (年 額 : 円)	
自 動 車 税 種 別 割			営 業 用	自 家 用
	5. 特 種 用途車	霊きゆう車	普通自動車に属するもの	12,000
小型自動車 //			7,400	
放送宣伝車		普通自動車に属するもの	24,800	
		四輪以上の小型自動車 //	13,100	
		三輪の小型自動車 //	8,400	
タンク車 ふん尿車 コンクリートミキサー車 粉粒体運搬車 冷蔵冷凍車 じんかい車 アスファルト運搬車		四輪以上の自動車に属するもの	最大積載量の区分に従い2のトラックに係る税率	
		三輪の小型自動車に属するもの	4の三輪小型トラックに係る税率	
クレーン車		車両総重量2t以下	6,500	8,000
		// 2t超 10t以下	13,800	18,900
		// 10t超 15t以下	15,000	20,500
		// 15t超 20t以下	18,500	25,500
		// 20t超	22,000	30,000
キャンピング車 事務室車		総排気量1ℓ以下及び電気自動車	20,000	23,600
		// 1ℓ超 1.5ℓ以下	24,400	27,600
		// 1.5ℓ超 2ℓ以下	28,800	31,600
		// 2ℓ超 2.5ℓ以下	34,800	36,000
		// 2.5ℓ超 3ℓ以下	40,000	40,800
		// 3ℓ超 3.5ℓ以下	45,600	46,400
		// 3.5ℓ超 4ℓ以下	52,400	53,200
		// 4ℓ超 4.5ℓ以下	60,400	61,200
		// 4.5ℓ超 6ℓ以下	69,600	70,400
キャンピングトレーラー ホートトレーラー		普通自動車に属する被けん引車	10,200	
		小型自動車 //	5,300	
その他		普通自動車に属するもの	13,700	18,800
		四輪以上の小型自動車	6,500	8,000
		三輪の小型自動車	4,500	6,000

○自動車税種別割のグリーン化特例

- ①新車新規登録車のうち、該当するもの（令和5年度に新車新規登録された自動車）について登録の翌年度のみ税率を軽減（軽課）する。

【自家用】

軽課対象条件	軽減内容
電気自動車（燃料電池自動車含む） 天然ガス自動車（平成21年排出ガス規制 No x 10%低減又は平成30年排出ガス規制適合） プラグインハイブリッド車	約75%軽減

- ②新車新規登録から13年（ガソリン車・LPG車）又は11年（ディーゼル車）が経過した自動車について、税率の概ね15%（トラック・バスは概ね10%）を重課する。

<重課対象外となる自動車>

電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車、ガソリンプラグインハイブリッド自動車、ガソリンハイブリッド自動車、メタノール自動車、一般乗合用バス、被けん引車

税 目	税 率 等						
自動車税 環境性能割	1. 課税標準 自動車の取得価格						
	2. 免税点 50万円以下						
	3. 税率						
	対象車					税率	
						自家用	営業用
	電気自動車（燃料電池自動車含む）					非課税	非課税
	天然ガス自動車 （平成21年排出ガス規制NOx10%低減又は平成30年排出ガス規制適合）						
	プラグインハイブリッド車						
	種別	燃料	車両 総重量	排出ガス基準	燃費基準	自家用	営業用
	乗用車	ガソリン車・LPG車	—	平成17年排出ガス規制 75%低減 又は 平成30年排出ガス規制 50%低減	令和12年度燃費基準85%達成 かつ令和2年度燃費基準達成	非課税	非課税
					令和12年度燃費基準80%達成 かつ令和2年度燃費基準達成	1%	非課税
					令和12年度燃費基準75%達成 かつ令和2年度燃費基準達成	2%	0.5%
					令和12年度燃費基準70%達成 かつ令和2年度燃費基準達成	2%	0.5%
					令和12年度燃費基準65%達成 かつ令和2年度燃費基準達成	3%	1%
令和12年度燃費基準60%達成 かつ令和2年度燃費基準達成					3%	1%	
ディーゼル車		—	クリーンディーゼル車 （平成21年排出ガス規制 適合 又は 平成30年排出ガス基準 適合）	令和12年度燃費基準85%達成 かつ令和2年度燃費基準達成	非課税	非課税	
				令和12年度燃費基準80%達成 かつ令和2年度燃費基準達成	1%	非課税	
				令和12年度燃費基準75%達成 かつ令和2年度燃費基準達成	2%	0.5%	
				令和12年度燃費基準70%達成 かつ令和2年度燃費基準達成	2%	0.5%	
				令和12年度燃費基準65%達成 かつ令和2年度燃費基準達成	3%	1%	
				令和12年度燃費基準60%達成 かつ令和2年度燃費基準達成	3%	1%	
乗用車で上記に該当しないもの					3%	2%	
バス		ガソリン車	3.5t以下	平成17年排出ガス基準75% 低減達成 又は 平成30年排出ガス基準50% 低減達成	令和2年度燃費基準105%達成	非課税	非課税
	令和2年度燃費基準達成				1%	0.5%	
	平成17年排出ガス基準50% 低減達成 又は 平成30年排出ガス基準25% 低減達成			令和2年度燃費基準110%達成	非課税	非課税	
				令和2年度燃費基準105%達成	1%	0.5%	
	令和2年度燃費基準達成			2%	1%		
バス	ディーゼル車	2.5t超 3.5t以下	平成21年排出ガス規制から NOx・PM10%低減又は 平成30年排出ガス基準適合	令和2年度燃費基準105%達成	非課税	非課税	
				令和2年度燃費基準達成	1%	0.5%	
				令和2年度燃費基準110%達成	非課税	非課税	
		平成21年排出ガス規制適合	令和2年度燃費基準105%達成	1%	0.5%		
			令和2年度燃費基準達成	2%	1%		
			バスで上記に該当しないもの		3%	2%	
		3.5t超	平成21年排出ガス規制から NOx・PM10%低減又は 平成28年排出ガス基準適合	平成27年度燃費基準115%達成	非課税	非課税	
				平成27年度燃費基準110%達成	1%	0.5%	
平成27年度燃費基準105%達成				2%	1%		

税 目		税 率 等					
自動車税 環境性能割	トラック	2.5t 以下	平成17年排出ガス基準 75%低減達成 又は 平成30年排出ガス基準 50%低減達成	令和4年度燃費基準105%達成	非課税	非課税	
				令和4年度燃費基準達成	1%	0.5%	
				令和4年度燃費基準95%達成	2%	1%	
		2.5t 超 3.5t 以下	平成17年排出ガス基準 75%低減達成 又は 平成30年排出ガス基準 50%低減達成	令和4年度燃費基準達成	非課税	非課税	
				令和4年度燃費基準95%達成	1%	0.5%	
				平成17年排出ガス基準 50%低減達成 又は 平成30年排出ガス基準 25%低減達成	令和4年度燃費基準105%達成	非課税	非課税
			令和4年度燃費基準達成	1%	0.5%		
			令和4年度燃費基準95%達成	2%	1%		
			トラックで上記に該当しないもの			3%	2%
	ディーゼル車	2.5t 超 3.5t 以下	平成21年排出ガス規制から NOx・PM10%低減 又は 平成30年排出ガス基準適合	令和4年度燃費基準達成	非課税	非課税	
				令和4年度燃費基準95%達成	1%	0.5%	
				平成21年排出ガス規制適合	令和4年度燃費基準105%達成	非課税	非課税
				令和4年度燃費基準達成	1%	0.5%	
				令和4年度燃費基準95%達成	2%	1%	
				3.5t 超	平成21年排出ガス規制から NOx・PM10%低減 又は 平成28年排出ガス基準適合	平成27年度燃費基準115%達成	非課税
		平成27年度燃費基準110%達成	1%			0.5%	
		平成27年度燃費基準105%達成	2%			1%	
		トラックで上記に該当しないもの					3%
	<p>※ 令和12年度基準エネルギー消費効率、令和2年度基準エネルギー消費効率及び平成27年度基準エネルギー消費効率を算定していない自動車については、平成22年度基準エネルギー消費効率により算定します。</p> <p>その場合、以下のとおりそれぞれ読替えてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「令和12年度燃費基準85%達成」を「平成22年度燃費基準184%達成」へ ・「令和12年度燃費基準80%達成」を「平成22年度燃費基準173%達成」へ ・「令和12年度燃費基準75%達成」を「平成22年度燃費基準162%達成」へ ・「令和12年度燃費基準70%達成」を「平成22年度燃費基準151%達成」へ ・「令和12年度燃費基準65%達成」を「平成22年度燃費基準141%達成」へ ・「令和12年度燃費基準60%達成」を「平成22年度燃費基準130%達成」へ ・「令和2年度燃費基準105%達成」を「平成22年度燃費基準157%達成」へ ・「令和2年度燃費基準達成」を「平成22年度燃費基準150%達成」へ ・「平成27年度燃費基準125%達成」を「平成22年度燃費基準157%達成」へ ・「平成27年度燃費基準120%達成」を「平成22年度燃費基準150%達成」へ ・「平成27年度燃費基準115%達成」を「平成22年度燃費基準144%達成」へ <p>また、令和12年度基準エネルギー消費効率を算定していない自動車で、令和2年度基準エネルギー消費効率及び平成27年度基準エネルギー消費効率を算定している自動車については、令和2年度基準エネルギー消費効率及び平成27年度基準エネルギー消費効率により算定します。</p> <p>その場合、以下のとおりそれぞれ読替えてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「令和12年度燃費基準85%達成」を「令和2年度燃費基準123%達成」へ ・「令和12年度燃費基準80%達成」を「令和2年度燃費基準116%達成」へ ・「令和12年度燃費基準75%達成」を「令和2年度燃費基準109%達成」へ ・「令和12年度燃費基準70%達成」を「令和2年度燃費基準102%達成」へ ・「令和12年度燃費基準65%達成」を「令和2年度燃費基準94%達成」へ ・「令和12年度燃費基準60%達成」を「令和2年度燃費基準87%達成」へ <p>★ NOx：窒素酸化物、PM：粒子状物質</p>						

税 目	税 率 等																																			
自動車税 環境性能割	<p>バリアフリー対応車両、先進安全自動車（ASV）取得の特例</p> <table border="1" data-bbox="339 219 1442 808"> <thead> <tr> <th colspan="2">対象・要件等</th> <th>取得時期</th> <th>軽減内容（新車のみ） （取得価格から控除）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">衝突被害軽減ブレーキ （歩行者検知機能付き） 搭載車両①</td> <td>バス等</td> <td>R7.3.31 まで</td> <td>175 万円</td> </tr> <tr> <td>3.5t 超のトラック、トラクタ （※被けん引車は除く）</td> <td>R7.3.31 まで</td> <td>175 万円</td> </tr> <tr> <td>側方衝突警報装置 搭載車両②</td> <td>8t 超のトラック、トラクタ （※被けん引車は除く）</td> <td>R6.4.30 まで</td> <td>175 万円</td> </tr> <tr> <td>①及び②搭載車両</td> <td>8t 超のトラック、トラクタ （※被けん引車は除く）</td> <td>R6.4.30 まで</td> <td>350 万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">バリアフリー対応車両</td> <td>ノンステップバス</td> <td>R8.3.31 まで</td> <td>1,000 万円</td> </tr> <tr> <td>リフト付きバス（乗車定員 30 人以上 空 港アクセスバスに限る）</td> <td>R8.3.31 まで</td> <td>800 万円</td> </tr> <tr> <td>リフト付きバス（乗車定員 30 人以上 上 記以外）</td> <td>R8.3.31 まで</td> <td>650 万円</td> </tr> <tr> <td>リフト付きバス（乗車定員 30 人未満）</td> <td>R8.3.31 まで</td> <td>200 万円</td> </tr> <tr> <td>ユニバーサルデザインタクシー</td> <td>R8.3.31 まで</td> <td>100 万円</td> </tr> </tbody> </table>	対象・要件等		取得時期	軽減内容（新車のみ） （取得価格から控除）	衝突被害軽減ブレーキ （歩行者検知機能付き） 搭載車両①	バス等	R7.3.31 まで	175 万円	3.5t 超のトラック、トラクタ （※被けん引車は除く）	R7.3.31 まで	175 万円	側方衝突警報装置 搭載車両②	8t 超のトラック、トラクタ （※被けん引車は除く）	R6.4.30 まで	175 万円	①及び②搭載車両	8t 超のトラック、トラクタ （※被けん引車は除く）	R6.4.30 まで	350 万円	バリアフリー対応車両	ノンステップバス	R8.3.31 まで	1,000 万円	リフト付きバス（乗車定員 30 人以上 空 港アクセスバスに限る）	R8.3.31 まで	800 万円	リフト付きバス（乗車定員 30 人以上 上 記以外）	R8.3.31 まで	650 万円	リフト付きバス（乗車定員 30 人未満）	R8.3.31 まで	200 万円	ユニバーサルデザインタクシー	R8.3.31 まで	100 万円
対象・要件等		取得時期	軽減内容（新車のみ） （取得価格から控除）																																	
衝突被害軽減ブレーキ （歩行者検知機能付き） 搭載車両①	バス等	R7.3.31 まで	175 万円																																	
	3.5t 超のトラック、トラクタ （※被けん引車は除く）	R7.3.31 まで	175 万円																																	
側方衝突警報装置 搭載車両②	8t 超のトラック、トラクタ （※被けん引車は除く）	R6.4.30 まで	175 万円																																	
①及び②搭載車両	8t 超のトラック、トラクタ （※被けん引車は除く）	R6.4.30 まで	350 万円																																	
バリアフリー対応車両	ノンステップバス	R8.3.31 まで	1,000 万円																																	
	リフト付きバス（乗車定員 30 人以上 空 港アクセスバスに限る）	R8.3.31 まで	800 万円																																	
	リフト付きバス（乗車定員 30 人以上 上 記以外）	R8.3.31 まで	650 万円																																	
	リフト付きバス（乗車定員 30 人未満）	R8.3.31 まで	200 万円																																	
	ユニバーサルデザインタクシー	R8.3.31 まで	100 万円																																	
鉦 区 税	<p>1. 課税標準 鉦区の面積</p> <p>2. 税率</p> <p>① 砂鉦を目的としない鉦業権の鉦区</p> <p>○ 試掘鉦区 面積100アールごとに 年額 200円</p> <p>○ 採掘鉦区 面積100アールごとに 年額 400円</p> <p>② 砂鉦を目的とする鉦業権の鉦区 面積100アールごとに 年額 200円</p> <p>③ 石油、可燃性天然ガスを目的とする鉦業権の鉦区 ①の3分の2</p>																																			
固定資産税	<p>1. 課税標準 大規模償却資産の価格のうち、市町が課することができる固定資産税の課税標準額となるべき金額を超える部分の金額</p> <p>2. 税率 100分の1.4</p>																																			
核燃料税	<p>1. 課税標準</p> <p>① 価額割 発電用原子炉に挿入された核燃料の価額</p> <p>② 出力割 発電用原子炉の熱出力</p> <p>③ 核燃料物質重量割</p> <p>核燃料として最後に使用した日の翌日から起算して5年を経過したものに係る原子核分裂をさせる前の核燃料物質の重量</p> <p>2. 税率</p> <p>① 価額割 100分の8.5</p> <p>② 出力割 59,000円/千kW/課税期間（3ヶ月） ※廃止措置計画の認可日の翌月以降は29,500円/千kW/課税期間（3ヶ月）</p> <p>③ 核燃料物質重量割 1kg/750円</p>																																			
軽油引取税	<p>1. 課税標準 引取りに係る軽油の数量</p> <p>2. 税率 1キロリットルにつき 32,100円</p>																																			

税 目	税 率 等
狩 獵 税	<p>1. 税率</p> <p>① 第一種銃獵免許に係る狩獵者の登録を受ける者で 県民税の所得割を納める人 16,500円 県民税の所得割を納めなくてもよい人 11,000円</p> <p>② 網獵免許又はわな獵免許に係る狩獵者の登録を受ける者で 県民税の所得割を納める人 8,200円 県民税の所得割を納めなくてもよい人 5,500円</p> <p>③ 第二種銃獵免許に係る狩獵者の登録を受ける者 5,500円</p> <p>○軽減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放鳥獸獵区でのみ狩獵ができる狩獵者の登録については1/4 ・放鳥獸獵区でのみ狩獵することを条件に登録を受けた人が、後日放鳥銃獵区以外でも狩獵をするために行う登録については3/4 ・過去1年以内に許可捕獲等をした者または許可捕獲等に従事した者に係る狩獵者の登録については1/2軽減 ・対象鳥獸捕獲員に係る狩獵者の登録、認定鳥獸捕獲等事業者の捕獲従事者に係る狩獵者の登録については非課税
産業廃棄物税	<p>1. 課税基準</p> <p>県内の最終処分施設や焼却施設に搬入された産業廃棄物</p> <p>2. 税率</p> <p>最終処分施設への搬入 1トン当たり 1,000円</p> <p>焼却施設への搬入 1トン当たり 800円</p>

2. 令和6年度地方税制改正の概要

税目	改正内容
定額減税	<p>1 令和6年度分の個人住民税所得割額から、納税者及び配偶者を含めた扶養家族1人につき1万円の減税を実施。 ※納税者の合計所得金額が1,805万円（給与収入2,000万円）以下の場合に限る。</p> <p>2 ふるさと納税の特例控除上限額（所得割額の2割）等について、定額減税「前」の所得割額とする。</p>
外形標準課税	<p>1 外形標準課税の対象法人について、現行基準（資本金1億円超）を維持した上で、当分の間、前事業年度に外形標準課税の対象であった法人であって、当該事業年度に資本金1億円以下で、資本金と資本剰余金の合計額が10億円を超えるものは、外形標準課税の対象とする。 ※改正前に外形標準課税の「対象外」である法人及び改正後に新設される法人については、現行基準（資本金1億円超）や《100%子法人等への対応》の基準に該当しない限り、外形標準課税の「対象外」。 ※令和7年4月1日以後に開始する事業年度から適用し、公布日前に外形標準課税の対象であった法人が、「駆け込み」で減資を行った場合で、上記の基準に該当するときは、外形標準課税の対象とする等の所要の措置を講ずる。</p> <p>2 資本金と資本剰余金の合計額が50億円を超える法人等の100%子法人等のうち、資本金1億円以下で、資本金と資本剰余金の合計額が2億円を超えるものは、外形標準課税の対象とする。 ※産業競争力強化法の改正を前提に、特別事業再編計画（仮称）に基づくM&Aにより100%子会社となった法人等について、上記にかかわらず、買収から5年経過する事業年度まで外形標準課税の対象外とする特例措置を設ける。 ※令和8年4月1日以後に開始する事業年度から適用する。 ※上記改正により、新たに外形標準課税の対象となる法人に係る税負担の激変緩和措置を講ずる。</p> <p>3 法人税における賃上げへの対応に合わせ、継続雇用者の給与総額の対前年度増加率に係る適用要件等を見直した上で、雇用者全体の給与総額の増加額を付加価値額から控除する措置を講ずる。（3年間の時限措置）</p>

税目	改正内容
固定資産税等	<p>1 固定資産税（土地）の負担水準の均衡化を促進するため、現行の負担調整措置等を3年延長する。 ※負担水準：土地の評価額等に対する課税標準額の割合。</p> <p>2 住宅及び土地に係る税率の特例措置（4%→3%）を3年延長するとともに、宅地評価土地に係る課税標準の特例措置（2分の1）を3年延長する。</p>
納税環境整備	<p>1 eLTAX（地方税のオンライン手続のためのシステム）を通じた電子納付の対象に地方税以外の地方公金を追加することとし、地方税共同機構の業務に公金収納事務を追加する。</p>
主な税負担軽減措置等	<p>1 鉄道事業者が鉄道事業再構築事業により譲渡を受けた不動産に係る非課税措置を創設。（不動産取得税）</p> <p>2 軽油引取税の課税免除の特例措置について、マリンレジャー等に使われる自家用船舶（いわゆる「プレジャーボート」）を対象から除外等した上、3年延長。（軽油引取税）</p>